

【(中項目)1-4】	I-4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援					—										
【1-4-1】	(1) 戦略的な国際科学技術協力の推進					【評定】										
【概要】 政府間合意に基づき文部科学省が特に重要なものとして設定した国・地域・分野において、国際研究交流の推進(海外の協力相手機関と連携して国際研究交流を推進することにより、国際共通的な課題解決や我が国と諸外国との関係強化に資する成果を得る)の事業を行うことにより、国際科学技術協力を戦略的に推進する。						A										
						<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>S</td> </tr> </table>	H19	H20	H21	H22	H23	A	A	A	A	S
H19	H20	H21	H22	H23												
A	A	A	A	S												
						実績報告書等 参照箇所										
						p.257 ~ p.269										
【インプット指標】																
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・戦略的国際科学技術協力推進事業										
決算額の推移(単位:百万円)	654	726	1,452	1,144	1,214											
従事人員数(人)	11	23	12	10	12											
評価基準	実績				分析・評価											
1. 中期目標の達成状況は適切か 2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。 (参考)中期目標 (1)戦略的な国際科学技術協力の推進 政府間合意に基づき、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際研究交流を推進することにより、国際共通的な課題解決やわが国と諸外国との関係強化に資する成果を得る。	戦略的国際科学技術協力推進事業は、非競争的資金でありながら競争的資金における 運営統括(PD: Program Director)、研究主幹(PO: Program Officer)にならい、機構担当者がサイトビジット等で研究の進捗状況を確認し、研究者からの要望も踏まえ予算配分額を調整するなど、効率的・効果的な事業運営に努めた。 ・ 研究費の有効かつ柔軟な執行を可能とするための取組を実施した。 ○平成22年度からガイドラインに基づき内部監査を実施している研究機関に対し、支出状況報告書のみの提出を受けて書面調査を行い、実地調査は行わないこととした。 ○平成21年度から委託研究費において流用額が直接経費の50%以内のときは機構の承認なしで、それを超えるときは機構の承認を得た上で、費目間流用を可能とした。 ○大学等で裁量労働制を適用した研究者について、労働時間実績に応じた人件費支出から、業務内容及びエフォート率を申告することによるエフォート率に応じた人件費の支出を平成21年度から可能とした。 ○平成23年度から、委託研究契約書のひな形やマニュアルの統一や民間企業に対する物品の取扱い等の修正を行った。				【総論】 ・ 第2期にわたる中期目標の達成状況については、中期目標を達成あるいは中期目標を上回るペースで実績を上げたことから、評定をAとする。 ・ 本事業を通じたこれまでの協力関係を基に海外の研究資金配分機関と連携して国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)を立ち上げる等、諸外国からも評価が高い事業であるが、第3期中期計画の最重要目標の一つである「イノベーションの創出」のために、現在の科学技術外交と研究成果重視の観点から、よりイノベーション創出を指向した事業態様へシフトする必要がある。また、領域選定や国際産学連携協力等、機構の実施する他の事業との連携を強める必要がある。 【各論】 ・ 本事業による支援がきっかけとなって、共著論文がネイチャー・マテリアルズ誌等の主要な学術誌に掲載されるなど、											

	<p><国際科学技術協力案件の選考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構において、各国の科学技術ポテンシャルの高い分野等に関する調査・分析を行い、文部科学省への提言を含め、研究交流に係る合意形成の準備の段階から主体的に相手国研究資金配分機関等との調整等を実施した。 <p><国際科学技術協力の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総体的な実績として、研究者の交流実績:47,210人・日(派遣及び受入の合計)、論文発表件数:2,977件、ワークショップ等開催件数:863件等の実績を得た。 ・ 東日本大震災を受け、米国国立科学財団(NSF)及び仏国国立研究機構(ANR)等と連携し、「国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)」を、迅速に立ち上げ、33件のプログラムを支援した。その後、J-RAPIDの支援対象をあらゆる緊急事態に対応した緊急の調査、研究に拡大し、タイの大洪水について適用した。 ・ 支援している課題において、機構が研究の進捗状況を把握し必要に応じて研究費の追加配分を行う等、事業の効率的・効果的運営を行ったことで、世界的一流の専門誌である、ネイチャー誌などに論文が掲載されるなど、国際共通的な課題の解決に資する成果を得た。 ・ 日本-フランスの研究プロジェクトにおいて支援された複数の研究機関が中心となって日仏情報学連携拠点(JFLI)を設立した。 ・ デンマーク、フランス等との研究プロジェクトをきっかけとして、デンマークがん生物学研究所やフランスロスコフ臨海実験所等に日本側研究者がポスドクとして受け入れられて研究を行っている例があった。インド、中国、フランス、スウェーデン等との研究プロジェクトでは、相手国からも多数の留学生・ポスドクを日本に受け入れた。 ・ 欧州連合、日中韓といった複数国の集合体に対しても本事業の枠組みを適用し、多国間の科学技術協力を推進する体制を構築した。 <p><評価と評価結果の反映・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価者より、事業の運営に関し意見を聴取し、研究計画書・報告書のフォーマットを改訂する等、以降の事業運営において意見を反映するよう努めた。 <p><成果の公表・発信></p>	<p>研究交流の科学技術上の顕著な成果をあげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に記載した実績をあげ、本事業により我が国と諸外国との研究交流が促進されたと認められる。 ・ 東日本大震災を受け、海外協力機関と連携し J-RAPID を迅速に立ち上げるなど、機動的な対応を行ったことは評価できる。
--	--	--

(参考)中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

【戦略的な国際科学技術協力の推進】

イ. 機構は、中期計画期間中に事後評価を行う案件の8割以上において、わが国の国際科学技術協力の戦略的推進による国際共通的な課題解決やわが国と諸外国との研究交流の活性化につながったとの評価が得られることを目指す。

- ・ 事業のホームページに成果に関する専用ページを設け、より分かりやすく情報発信するように努めた。
- ・ フェイスブックやツイッターといったソーシャルメディアを通じて、戦略的国際科学技術協力推進についての情報や、その国際共同研究課題から生まれた優れた研究成果を随時配信し、分かりやすく社会に向けて情報発信した。

- ・ 主な指標(「達成すべき成果」に向けた取組状況)
第2期中期目標期間中に終了した国際科学技術協力案件 105 件についての事後評価:全 105 件中 98 件(93.3%)が所要の評価を得た。

	H19	H20	H21	H22	H23	通期
事後評価実施 課題数	5	32	23	18	27	105
所要の評価を 得た課題数	5	30	21	15	27	98
所要の評価を 得た割合	100%	93.8%	91.3%	83.3%	100%	93.3%

【1-4-2】	(2) 国際的な科学技術共同研究の推進					【評定】									
【概要】 文部科学省が示す方針のもと、我が国の科学技術の一層の発展を図るとともに、国際共通的な問題や地球規模課題の解決に資するため、以下の国際的な共同研究を推進する。 ①戦略的な国際共同研究の推進(SICORP) ②政府開発援助(ODA)と連携した国際共同研究の推進(SATREPS) ※事業の組替等を実施しているため、総括表を参照						S									
						H19	H20	H21	H22	H23					
						- ※	- ※	- ※	- ※	S					
						実績報告書等 参照箇所 p.270 ~ p.298									
【インプット指標】															
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・国際科学技術共同研究推進事業									
決算額の推移(単位:百万円)	-	218	1,453	2,763	3,290										
従事人員数(人)	-	7	28	27	33										
評価基準		実績				分析・評価									
1. 中期目標の達成状況は適切か		【横断的な取組】(SICORP、SATREPS 共通) ・ 研究主幹(PO:Program Officer)は、研究領域等の運営責任者として、研究領域等全体の運営方針決定及びマネジメント、課題毎の研究計画立案時の助言や、サイトビジット・研究進捗報告会・領域会議の場での研究実施についての助言、研究の進捗状況を踏まえた予算配分調整、研究課題評価、領域シンポジウムの主催等を通じて研究領域等の効果的運営に努めた。 ・ 研究費の有効かつ柔軟な執行を可能とするための取組を実施した。 ○平成22年度からガイドラインに基づき内部監査を実施している研究機関に対し、支出状況報告書のみの提出を受けて書面調査を行い、実地調査は行わないこととした。 ○平成21年度から委託研究費において流用額が直接経費の50%以内のときは機構の承認なしで、それを超えるときは機構の承認を得た上で、費目間流用を可能とした。 ○大学等で裁量労働制を適用した研究者について、労働時間実績に応じた人件費支出から、業務内容及びエフォート率を申告することによるエフォート率に応じた人件費の支出を平成21年度から可能とした。 ○平成23年度から、委託研究契約書のひな形やマニュアルの統一や民間				【総論】 ・ 第2期にわたる中期目標の達成状況については、中期目標を達成あるいは中期目標を上回るペースで実績を上げたといえる。これに加え、SICORP においてはイコールパートナーシップに基づく大型の国際共同研究を支援する発展的な枠組みを新たに構築し、また e-ASIA 共同研究プログラム(e-ASIA JRP)の迅速な立ち上げに向け各国の賛同を得、第4期科学技術基本計画の重要施策である「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」の実現に大きく貢献していること、また、SATREPS においては、本中期目標期間中にプログラムを立ち上げ、そのプレゼンスが開発途上国のみならず先進諸国においても著しく向上しており、我が国の科学技術外交の進展に大きく貢献するとともに、国際協力による科学技術水準の向上に貢献していることから、評定をSとする。									

<p>2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。</p> <p>(参考)中期目標</p> <p>①戦略的な国際共同研究の推進</p> <p>政府間合意に基づき、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する成果を得る。</p> <p>②政府開発援助(ODA)と連携した国際共同研究の推進</p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助(ODA)と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する成果を得る。</p>	<p>企業に対する物品の取扱い等の修正を行った。</p> <p>【SICORP】</p> <p><国際共同研究領域の設定及び課題の選考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構において、各国の科学技術ポテンシャルの高い分野等に関する調査・分析を行い、文部科学省への提言を含め、共同研究に係る合意形成の準備の段階から主体的に相手国研究資金配分機関等との調整等を実施した。 ・ 機構とカナダ保健研究機関(CHIR)との間で幹細胞・再生医学分野に関する研究協力について覚書が締結されたことが、日加首脳(野田総理とハーバー首相)会談後の共同成果発表に、日加科学技術協力の成果として盛り込まれた。 ・ これまで行ってきた国際研究交流の推進における相手国との良好な関係及び交流の優れた成果をもとに、より大規模な共同研究事業を開始したいとの各国からの要望を踏まえるとともに、国際共同研究をより効果的に推進するため、平成21年度に、イコールパートナーシップに基づく大型の国際共同研究を支援する発展的な枠組みを新たに構築し、実質的な共同研究の支援を開始した。 ・ 第4期科学技術基本計画の重要施策である「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」を受け、東アジアにおける多国間の共同研究支援プロジェクトである「e-ASIA 共同研究プログラム(e-ASIA JRP)」の立ち上げに向けた取組を行った。その結果、短期間で各国の賛同を得た。また、第6回東アジアサミット会合で e-ASIA JRP について、「日本のイニシアティブを歓迎する」と議長声明に明記されるなど、科学技術外交に貢献した。 <p><国際共同研究の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営統括(PD:Program Director)、PO の指導のもと採択された共同研究プロジェクトを着実に推進し、事業の効率的・効果的運営により国際共通な課題の解決に資する成果を得た。代表例としては、世界で初めて単一電子を周囲の電子から孤立させて移送・検出する技術を開発し、量子コンピュータの実現に向けて一歩前進する研究開発成果(日本-ドイツの研究交流プロジェクト、ネイチャー誌)等が得られた。 	<p>(SICORP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的な国際共同研究を実施することにより、単一国で解決できない国際共通な課題の解決や、国際連携による我が国の科学技術力の強化に資する成果を得ることを目的とする本事業は、諸外国からも高い評価を受けている。 ・ 第3期中期計画の最重要目標の一つである「イノベーションの創出」のために、よりイノベーション創出を指向した事業として実施していく必要がある。 ・ 第4期科学技術基本計画の重要施策である「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」を踏まえ、東アジアにおける多国間の共同研究支援プログラム(e-ASIA JRP)を適切に実施していくことが求められる。 <p>(SATREPS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上国のニーズを基に、一国や一地域だけで解決することが困難であり国際社会が共同で取り組むことが求められている地球規模課題を対象とし、将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)の構想を有する国際共同研究を政府開発援助と連携して推進し、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得することを目的とする本事業は、相手国からの評価も高い一方、限りある財源の中で戦略的な実施が求められている。採択課題の中間評価や事後評価等を通じて、事業の効率的・効果的な実施を行っていく工夫が必要である。 <p>【各論】</p> <p>(SICORP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業による支援等を基に作成された共著論文がネイチャー誌等の主要な学術誌に掲載されるなど、諸外国との連携を通じた我が国の科学技術力の強化に資する顕著な成果をあげている。
--	--	---

<p>(参考)中期計画に掲げられた「達成すべき成果」</p> <p>【戦略的な国際共同研究の推進】</p> <p>イ. 機構は、事後評価を行う国際共同研究課題の6割以上において、国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する十分な成果が得られたとの評価結果が得られることを目指す。</p>	<p><評価と評価結果の反映・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今中期目標期間中に評価は行わなかったが、PO が随時研究の進捗状況を把握し、より良い評価が得られるよう、研究の的を絞ったり、研究の方向性を指示したりする等、研究計画に対する適切な助言や指導を行った。 <p><成果の公表・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のホームページに成果に関する専用ページを設け、より分かりやすく情報発信するように努めた。 ・ e-ASIA JRP のウェブサイトを立ち上げ、フォーラムの結果概要等、積極的に広報活動を行うとともに、フェイスブックやツイッターといったソーシャルメディアを通じて、国際科学技術共同研究推進事業についての情報や、その国際共同研究課題から生まれた優れた研究成果を随時配信し、分かりやすく社会に向けて情報発信した。 <p>・ 主な指標(「達成すべき成果」に向けた取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今中期目標期間においては、事後評価対象課題はないが、PD 及び PO による助言や指導等により、研究開発マネジメントを適切に実施している。 ・ PD、PO による一体的な事業運営や助言、指導が可能な体制を構築するとともに、随時研究の進捗状況を確認し、また以下のような研究集会の開催し、効果的な研究推進を実施した。 <p>○ドイツとは平成 23 年 11 月に、フランスとは平成 24 年 3 月に中間ワークショップを行い、研究の進捗状況を把握するとともに、今後の研究計画に向けたアドバイスをを行った。</p> <p>○アメリカ及び EU(協力分野:超伝導)において PO が各採択課題のキックオフミーティングに参加し、研究状況を把握するとともに今後の研究活動に対し助言する機会を設けた。</p> <p>【SATREPS】</p> <p><国際共同研究領域の設定及び課題の選考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国のグローバルな若手人材の育成のために、学生の途上国への渡 	<p>(SATREPS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画期間中を通じて、首脳会談や政府要人のスピーチ等においてプロジェクトへの感謝や賞賛の言葉が述べら
--	---	--

	<p>航を支援するための体制整備や、若手育成のニーズに対応した課題形成支援の試行的な実施等、積極的な制度改革・運営を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規課題の採択に関しては、ニーズに配慮して複数の研究領域にまたがる公募枠(境界領域)を設定するとともに、我が国における科学技術の発展や、若手研究者の育成、我が国の科学技術がもたらし得る効果等、新たな選考の観点を導入し、開発途上国ニーズと我が国のサイエンスメリットのバランスを確保する環境を整えた。 ・ 公募要領において、若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満の若手研究者」又は「日本側研究チームの半数以上が35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励することを加え、明記した。 ・ 相手国側と日本側が同時に協力要請・研究申請を進められるように、日本側の研究申請の締切りを、相手国政府からの協力要請の締切りとほぼ同時期に設定した。また、公募要領において相手国政府からの協力要請が必要であることを明記した。これにより、マッチング率は72.2%(H20年度公募:43.3%)に向上した。 <p><国際共同研究の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究の実施に関する合意文書(MOU:Memorandum Of Understanding)に含まれる生物多様性条約(CBD)、特にABS(Access and Benefit-Sharing:遺伝子資源へのアクセスと利益配分)に関する事項に関して、相手国の研究機関と調整が難航し、MOUの締結に遅延が生じていた。機構は、現地で相手国研究機関およびCBD関連省庁と交渉を行い、現状の生物多様性条約に即したMOUを作成し、締結に到った。(ガーナ) ・ MOUの締結にあたり、相手国研究機関からABSに関する条項が要求され、締結が難航したが、機構は経済産業省、文部科学省と協力し、早急に対応策を提案し、現地で相手国関係機関と交渉を行い、MOUの文言を調整、早期にMOUの締結に至らせた。ABSに対するこれらの対応は、文部科学省、経済産業省から、良い対応例として評された。(インドネシア) ・ 相手国内で国際協力機構(JICA)が手配し供与する研究機材について、両国政府間で交わされた口上書に見解の相違が生じ、相手国が関税は 	<p>れており、高評価を得ているものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの進展を妨げる種々の要因を機構の働きかけで解決し、国際共同研究の推進に効果的に貢献している。 ・ 登録制のコミュニティサイト「Friends of SATREPS」を我が国の競争的資金プログラムでは初めて立ち上げ、活発な意見交換・効果的な情報発信の場に育て上げるとともに、プログラムへの理解者・協力者との連携を強化し、プロジェクトの入口から出口までの開発戦略を支援するための効果的なツールとして発展させたものと認められる。 ・ 若手日本人の人材育成や、新規課題採択における我が国のサイエンスメリットの確保等、単なる開発途上国支援に留まらない取組を行ったものと認められる。
--	---	---

	<p>免税するが国内税は免税できないと主張してきたため、JICA による供与機材の調達が一年間止まってしまった。そこで、機構と相手国政府との調整により、本邦調達により、付加価値税を回避し、JICA が関税を負担する事で、この問題を解決した。(クオアチア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争処理条項がある MOU を締結する場合には相手国の閣議決定が必要であるとの理由により、プロジェクト開始から 1 年経過しても締結されなかったが、機構から日本国政府等を通じて相手国政府へ働きかけ、それにより、閣議決定のプロセスが不要とされ、締結に至った。(タイ) <p><成果の公表・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者以外の理解者・協力者を増やし、関係者との連携を促進する環境を図るためのプラットフォームとして、登録制のコミュニティサイト「Friends of SATREPS」の運営を開始し、開設後 10 か月足らずで世界 90 カ国以上、3,400 名超のユーザーを得、サイトでは 240 以上のコミュニティで活発な意見交換、ネットワーク形成の場となるとともに、国内外への周知能力を向上させた。 経済協力開発機構(OECD)、米国科学振興協会(AAAS)、アフリカ開発銀行、世界銀行等の国際機関が主催する多国間の会議等や、ベンチャーキャピタルの集う会議に招聘され、また、議長を務めるなど、科学技術の研究資金配分機関と政府開発援助機関の連携による開発途上国との科学技術協力という世界の政府開発援助(ODA)における新たな潮流を導くとともに、先導的役割を果たした。 タイ洪水について、日本-タイの共同研究プロジェクトが、被害に関する緊急シンポジウムを於タイにおいて開催し、タイ政府関係者に調査結果を速やかに報告したことにより、キティラット・タイ副首相兼商務相から、研究への期待と謝辞が述べられた。 <ul style="list-style-type: none"> 主な指標(「達成すべき成果」に向けた取組状況) 機構の評価軸に基づいた成果目標シートを新たに設定し、課題ごとに作成し、課題の推進及び評価に活用した。 対象課題2件(いずれも平成 23 年度終了、防災領域)について、事後評価を実施したところ、いずれも S 評価に次ぐ A 評価(「地球規模課題の解決並びに我が国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する十分 	
--	---	--

<p>(参考)中期計画に掲げられた「達成すべき成果」</p> <p>【政府開発援助(ODA)と連携した国際共同研究の推進】</p> <p>イ. 機構は、事後評価を行う国際共同研究課題の6割以上において、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する十分な成果が得られたとの評価が得られることを目指す。</p>	<p>な成果が得られた)であり、当初設定した「達成すべき成果(6割以上)」を上回る実績をあげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本-タイの共同研究プロジェクトにおいて、デングウイルス感染症に対して有効な抗体を見だし、各国で特許化するため、米国への仮出願を完了するとともに、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の準備を進めている。研究加速経費を追加配分し、さらなる動物実験を進めた。これらの試験動向については、我が国の製薬企業が高い関心を有しており、その結果を見定めながら、治療薬開発に向けた協議を行っている。 ・ 日本-スーダンの共同研究プロジェクトにおいて、研究加速経費を追加配分して、アフリカ、地中海沿岸、中近東における農業生産に甚大な被害を与えている雑草(ストライガ)に対する強力な農薬となり得る植物発芽調整物質が見出され、早期特許出願に至った。今後、我が国の企業の協力を得て、本物質の合成法を開発し、試験用製剤を製造し、アフリカ(スーダン)の圃場で実証実験を行う計画である。 	
---	---	--

<第2期中期目標期間>

S 評定の根拠(A 評定との違い)

SICORP においてはイコールパートナーシップに基づく大型の国際共同研究を支援する発展的な枠組みを新たに構築し、相手国と本事業における覚書を締結したことが首脳会談後の共同声明に盛り込まれる等、科学技術外交上大きく貢献するとともに、「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想共同研究プログラム(e-ASIA JRP)」の迅速な立ち上げに向け各国の賛同を得、第4期科学技術基本計画の重要施策である「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」の実現に大きく貢献していること、SATREPS においては、本中期目標期間中にプログラムを立ち上げ、そのプレゼンスが開発途上国のみならず先進諸国においても著しく向上しており、我が国の科学技術外交の進展に大きく貢献していることから、評定をSとするのが妥当。

(SICORP)

- ・ これまで行ってきた国際研究交流の推進における相手国との良好な関係及び交流の優れた成果をもとに、より大規模な共同研究事業を開始したいとの各国からの要望を踏まえるとともに、国際共同研究をより効果的に推進するため、平成21年度に、イコールパートナーシップに基づく大型の国際共同研究を支援する発展的な枠組みを新たに構築し、実質的な共同研究の支援を開始した。
- ・ 相手国との共同研究をスムーズに開始できるよう、準備の段階から機構が主体的に相手国研究資金配分機関等との調整等を実施した結果、機構とカナダ保健研究機関(CHIR)との間で幹細胞・再生医学分野に関する研究協力について覚書が締結されたことが、日加首脳(野田総理とハーバー首相)会談後の共同成果発表に、日加科学技術協力の成果として盛り込まれたことに代表される科学技術外交上の成果を得ることができた。
- ・ 第4期科学技術基本計画の重要施策である「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」を受け、東アジア諸国の歴訪を通じた参加交渉や、事業枠組検討に資する国際フォーラムを2回開催(於:シンガポール、東京)したこと等により、各国の賛同を得て、東アジアにおける多国間の共同研究支援プロジェクトである「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想 共同研究プログラム(e-ASIA JRP)」の迅速な立ち上げに向け、短期間で正式な参加表明など各国の賛同を得た。また、第6回東アジアサミット会合で e-ASIA JRP について、「日本のイニシアティブを歓迎する」と議長声明に明記され、科学技術外交に貢献した。

(SATREPS)

- ・ 日本-チュニジアの共同研究プロジェクトにおいて、研究加速経費の追加配分により購入した高速分析器の稼動によって、チュニジア特有の薬用植物に含まれる、悪性腫瘍に対して効果を示す成分および美白化粧品となり得る有効成分を見だし、特許出願や、医薬品等の開発に向けて、我が国の企業と情報交換が始まるなど、適切な研究支援を実施する他、研究の進捗を妨げる要因(生物資源へのアクセスと利益配分等)が生じた際には、機構が適切な支援等を行い、問題の解決を図り、研究成果の創出に貢献している。
- ・ プログラム関係者以外の理解者・協力者を増やし、またこれらの者とプログラム関係者との連携を促進する環境の醸成を図るための取組を促進・支援するプラットフォームとして、登録制のコミュニティサイト「Friends of SATREPS」の運営を開始し(我が国の競争的資金では初めての試み)、サイト開設後10か月足らずで世界90か国以上、3400名超のユーザー登録を獲得し、240超のコミュニティを擁する活発な意見交換の場、かつネットワーク形成の場に育てるとともに、本プログラムからの情報発信について国内外への周知能力を向上させるなど、効率的な制度改革と運営を行っている。
- ・ 日本-チリの地震津波に関する共同研究プロジェクトには、研究者のみならずチリ国公共事業省港湾局長など政府関係者も参加し、東日本大震災から1年後の被災地と復興状況の調査などを進める中で、両国の共同研究による国際的な防災科学技術水準の向上に高い期待と評価を表明している。これを受けてチリ国大統領が、日チリ首脳会談の中で同プロジェクトを価値あるものと評価し、謝意を表明するなど、開発途上国におけるプレゼンスが向上している。また、OECD、AAAS、アフリカ開発銀行、世界銀行等の国際機関が主催する多国間の会議等に招聘され、また、議長を務めるなど、科学技術の研究資金配分機関と政府開発援助機関の連携による開発途上国との科学技術協力という世界の政府開発援助(ODA)における新たな潮流を導くとともに、先導的役割を果たすなど、科学技術外交上の成果を上げている。

【1-4-3】	(3) 海外情報の収集及び外国人研究者宿舎の運営					【評定】										
【概要】 機構の業務に必要な海外情報を海外関係機関との連携等により収集し、活用する。また、外国人研究者が我が国で研究活動を行うに当たり、住環境が障害とならないように筑波研究学園都市において外国人研究者に宿舎を提供する。						A										
						<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H19	H20	H21	H22	H23	A	A	A	A	A
H19	H20	H21	H22	H23												
A	A	A	A	A												
						実績報告書等 参照箇所										
						p.299 ~ p.303										
【インプット指標】																
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・国際科学技術協力基盤整備事業										
決算額の推移(単位:百万円)	266	295	394	357	344											
従事人員数(人)	10	9	8	9	11											
評価基準		実績			分析・評価											
1. 中期目標の達成状況は適切か 2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。 (参考)中期目標 (3)海外情報の収集及び外国人研究者宿舎の運営 機構の業務に必要な海外情報を海外関係機関との連携等により収集し、活用する。また、外国人研究者が我が国で研究活動を行うに当たり、住環境が障害とならないように筑波研究学園都市において外国人研究者に宿舎を提供する。		【海外情報の収集及び外国人研究者宿舎の運営】 <ul style="list-style-type: none"> 各海外事務所は、在外公館や他法人事務所等との連携に努め、例えば担当地域において合同でイベントを企画する等して、「科学技術外交ネットワーク」の強化に貢献した。 ワシントン事務所及びパリ事務所は、本部と連携しつつ、米国国立科学財団(NSF)及び仏国国立研究機構(ANR)と協議・調整を行い、国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)の迅速な立ち上げに貢献した。 平成20年度に開催した「海外事務所検討会議」の検討結果を踏まえ、海外事務所の機能強化として、ワシントン、シンガポール、パリ事務所にシニア・プログラム・コーディネータ(業務アシスタント)を各1名ずつ配置し、機構事業の国際展開支援体制を強化した。また、海外事務所の効率的な運営に関して、ワシントン事務所は、日本学術振興会(JSPS)ワシントン研究連絡センターと、シンガポール事務所、北京事務所は、理化学研究所のシンガポール連絡事務所、北京事務所とそれぞれ会議室等の共用を実施している。パリ事務所についても、平成26年度に宇宙航空研究開発機構(JAXA)及び日本原子力研究開発機構(JAEA)のパリ事務所と会議室等の共用を行うことを検討している。 			【総論】 <ul style="list-style-type: none"> 第2期にわたる中期目標の達成状況について順調又は中期目標の達成を上回ったペースで進捗したといえる。 【各論】 <ul style="list-style-type: none"> 外国人研究者宿舎は、平成19年度から22年度までの4年間の入居率は83.7%だったものが、震災直後は一時47.7%(平成23年4月8日時点)に急落し、その後徐々に回復したものの平成23年度は67.5%だったことから、震災との因果関係が認められる。 海外事務所の効率的な運営のため、他法人の設置する事務所や会議室等と共用を行っていることは評価できる。 											

(参考)中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

【海外情報の収集及び外国人研究者宿舎の運営】

- イ. 機構は、海外事務所による機構の業務に関する海外情報の収集、機構の諸事業の海外展開の支援について、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、海外事務所で収集した情報が事業に活用され、海外事務所による海外展開の支援が事業の推進に資したとの肯定的評価を得ることを目指す。
- ロ. 機構は、支援サービス等の質・内容について入居者へのアンケート調査を行い、8割以上からサービスに満足しているとの評価を得ることを目指す。
- ハ. 機構は、外国人研究者宿舎の入居率が8割以上となることを目指す。

- ・ 外国人研究者宿舎においては、当該交流施設運営事業における国際交流イベントの実施状況を積極的に社会に向けて発信した。
- ・ 機構は、研究開発や経済活動の国際化に即応すべく、機構業務全般の国際化や国際展開を進めるため、国際戦略を策定し、国際戦略・国際業務推進委員会を立ち上げて、半期ごとに国際戦略・国際業務推進委員会にて実施状況をフォローアップし、機構全体の国際化を促進した。

・ 主な指標(「達成すべき成果」に向けた取組状況)

- イ. 海外事務所については、各事務所による機構の業務に関する海外情報の収集、機構の諸事業の海外展開の支援について、毎年外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、全ての委員より海外事務所が行う情報発信などの活動内容について、海外事務所で収集した情報が事業に活用され、海外事務所による海外展開の支援が事業の推進に貢献したとの肯定的評価を得た。

	H19	H20	H21	H22	H23	通期
評価委員数	3	3	3	3	3	15
肯定的評価数	3 (100%)	3 (100%)	3 (100%)	3 (100%)	3 (100%)	15 (100%)

- ロ. アンケート調査の結果、「非常に満足している、また住みたい」と回答した割合は今中期目標期間通期で93.2%であった。

	H19	H20	H21	H22	H23	通期
満足度	94.1%	93.8%	92.9%	92.6%	92.4%	93.2%

- ハ. 入居率は今中期目標期間通期で80.5%であった。

	H19	H20	H21	H22	H23	通期
入居率	81.4%	85.7%	84.5%	83.2%	67.5%	80.5%

【1-4-4】	(4)地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進					【評定】				
【概要】 都道府県や政令指定都市が目指す研究開発目標に向けて、競争的環境下で研究能力を有する当該地域の大学、公的研究機関、研究開発型企業等を結集した共同研究を推進することにより、新技術・新産業の創出に資する研究成果を生み出す。						A				
						H19	H20	H21	H22	H23
						A	A	A		
実績報告書等 参照箇所										
p.304 ~ p.309										
【インプット指標】										
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・地域結集型共同研究事業				
決算額の推移(単位:百万円)	2,315	1,286	397	-	-					
従事人員数(人)	42	38	31	-	-					
評価基準	実績				分析・評価					
1. 中期目標の達成状況は適切か。 2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。 (参考) ・中期目標 都道府県や政令指定都市が目指す研究開発目標に向けて、競争的環境下で研究能力を有する当該地域の大学、公的研究機関、研究開発型企業等を結集した共同研究を推進することにより、新技術・新産業の創出に資する研究成果を生み出す。本事業は、新規採択を行わず、平成21年度をもって終了させる。 ・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」 イ. 機構は、事後評価時点において、1地域あたり、参画機関数10機関、発表論文数20件/年、特許出願件数7件/年の達成を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の項目(達成すべき成果を除く)について、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信しつつ、中期計画どおりに着実に推進した。なお、本事業は、平成21年度をもって終了した。 ・ 主な指標 イ. 中期目標期間を通じ、1地域あたり参画機関数は24機関、発表論文数は20件/年、特許出願数は8件/年であり、中期計画の目標を達成した。 				【総論】 ・ 第2期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 【各論】 ・ 「達成すべき成果」については、中期計画に掲げた目標を達成した。					

【1-4-5】	(5) 研究協力員の派遣を通じた研究支援					【評定】										
【概要】 機構は、平成14年度までに公募により決定した重点研究支援課題に対し、派遣事業者を介して、国立試験研究機関等に高度な知識や技術を持つ研究協力員を派遣する。						A										
						<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H19	H20	H21	H22	H23	A				
H19	H20	H21	H22	H23												
A																
						実績報告書等 参照箇所										
						p.310 ~ p.313										
【インプット指標】																
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・重点研究支援協力員派遣事業										
決算額の推移(単位:百万円)	165	-	-	-	-											
従事人員数(人)	1	-	-	-	-											
評価基準	実績				分析・評価											
<p>1. 中期目標の達成状況は適切か</p> <p>2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。</p> <p>(参考)中期計画 研究協力員を派遣することにより当該機関の研究体制を支援し、国立試験研究機関及び研究開発を行う独立行政法人が重点を置く創造的・基礎的研究の高度化・効率化を図る。本事業は、平成19年度をもって終了させる。</p> <p>(参考)中期計画に掲げられた達成すべき成果 イ. 機構は、実施期間を終了した重点研究支援課題について、アンケート調査を実施し、回答者の9割以上から派遣された研究協力員は成果創出等へ貢献をしたとの意見を得ることを目指す。</p>	<p>1. 中期計画の項目(達成すべき成果を除く)について、中期計画どおりに着実に推進した。特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画どおりに着実に推進した。 ・ 平成19年度は、平成14年度採択課題の最終年度にあたるため、研究協力員の欠員が見込まれたが、派遣事業者と連携して後継の研究協力員を早期募集するなどの対策を実施し、欠員割合を3%(延べ9人月)に抑えるなど、効果的に事業を推進した。 <p>2. 「達成すべき成果」に向けた取組状況</p> <p>イ. 平成19年度末に実施期間が終了した重点研究支援課題について、派遣先研究機関に対してアンケート調査(平成19年10月依頼、11月回収)を実施し、全ての研究機関から回答があった(回収率100%)。アンケートの設問項目「支援協力員の重点研究への貢献度(5段階評価)」に対する回答で、全ての機関から「大きな貢献をした」との回答を得たことから中期計画上の目標値を達成した。</p>				<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期にわたる中期目標の達成状況について順調又は中期目標の達成を上回ったペースで進捗したといえる。 											

【(中項目)1-5】	I-5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進					—																						
【1-5-1】	(1)科学技術に関する学習の支援					【評定】																						
【概要】 科学技術に関する学習を支援するため ①外部人材を活用した小学校における理科学習の充実 ②特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実 ③先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実 ④科学技術や理科、数学(算数)に関する教員研修の充実 ⑤魅力ある科学技術や理科学習教材の提供 ⑥地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成を実施する。						S																						
											H19	H20	H21	H22	H23													
						A	A	A	A	S																		
						実績報告書等 参照箇所																						
						p.314 ~ p.353																						
【インプット指標】 <table border="1" data-bbox="106 947 1685 1115"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額の推移(単位:百万円)</td> <td>4,529</td> <td>5,502</td> <td>6,816</td> <td>4,972</td> <td>5,256</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>47</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>						(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	決算額の推移(単位:百万円)	4,529	5,502	6,816	4,972	5,256	従事人員数(人)	47	53	55	54	55	主な決算対象事業の例 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 ・国際科学技術コンテスト支援事業 ・サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(SPP) ・未来の科学者養成講座 ・理科支援員配置事業 ・理数系教員養成拠点構築事業 ・理科教材開発・活用支援事業				
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23																							
決算額の推移(単位:百万円)	4,529	5,502	6,816	4,972	5,256																							
従事人員数(人)	47	53	55	54	55																							
評価基準	実績				分析・評価																							
1. 中期目標の達成状況は適切か 2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。	【横断的な取組】 ・平成19年度に理科教育支援センターを立ち上げ、小、中、高校の「理科教育実態調査」等の調査結果や、外部有識者による各種分科会における提言を取りまとめた報告書等を公表した。調査結果は国の具体的施策「理科教育設備整備費」の充実(平成21年度補正予算)の実現に貢献した。また、提言を具体化する施策を検討し、「中高生の科学部活動振興」(平成22年度)、「サイエンス・リーダーズ・キャンプ」・「科学の甲子園」(平成23年度)等の新規施策に結びついた。				【総論】 ・第2期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 ・平成19年度に理科教育支援センターを立ち上げ、公的データの乏しい理科教育を取り巻く実態に関する各種調査研究・分析を行うとともに、外部有識者による提言を取りまとめ、幅広い現場ニーズを具体化する施策サイクルを構築した。とりわけ、チーム制・学校対抗の科学技術競技大会(「科学の甲子園」という新たな分野を創設し、全都道府県からの代表校参加や企業との協業																							

①外部人材を活用した小学校における理科学習の充実

・中期目標

小学校理科授業に、有用な外部人材を配置し、観察・実験等の体験的な学習における教員の支援を行うことにより、小学校理科授業の充実及び小学校教員の体験的な学習に関する指導力の向上を図る。これにより、児童の理科に関する興味・関心、学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。

・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

イ. 機構は、本事業実施校の児童に対し、外部人材を活用した理科授業に関するアンケート調査を実施し、回答児童の8割以上から、授業内容に興味を持ったとの回答を得ることを目指す。また、理科についての学習意欲の向上に関する項目及び学習内容の理解に関する項目について、回答児童の6割以上から肯定的な回答を得ることを目指す。

ロ. 機構は、本事業実施校の教員に対し、外部人材を活用したことによる授業に関するアンケート調査を実施し、授業の充実に関する項目及び指導力の向上に関する項目について、回答教員の6割以上から肯定的な回答を得ることを目指す。

【外部人材を活用した小学校における理科学習の充実】

・ 理科支援員配置において、機構による事業成果や優れた取組事例の紹介等の活動によって、平成21年度から平成23年にかけて、全66都道府県政令指定都市(事業開始時:55都道府県政令指定都市)にて実施し、配置校数、配置人数はそれぞれ延べ21,520校、24,463名となった。

・ 主な指標

イ. 児童に対するアンケート調査を行い、以下のとおりおおむね中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

<表.「授業内容に興味を持った」>

	H19	H20	H21	H22	H23
対理科支援員	77%	86%	86%	85%	79%
対特別講師	84%	90%	90%	-	-

<表.「理科についての学習意欲の向上」>

	H19	H20	H21	H22	H23
対理科支援員	57%	73%	73%	71%	67%
対特別講師	65%	76%	77%	-	-

<表.「学習内容の理解」>

	H19	H20	H21	H22	H23
対理科支援員	81%	87%	88%	87%	84%
対特別講師	82%	88%	88%	-	-

ロ. 教員に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

<表.「授業の充実」>

	H19	H20	H21	H22	H23
対理科支援員	69%	80%	83%	68%	73%
対特別講師	73%	71%	77%	-	-

体制の下で全国大会を開催し、NHK等各種メディアにも取り上げられ、今後の更なる発展が期待される。また、SSHの支援を推進し、必要な人的支援の配慮もしつつ、指定校・対象生徒数の大幅拡大や学校間連携を着実に進め、卒業生アンケートでは約8割が理系分野を選択するなど、科学技術関係人材の育成に大きく貢献するとともに、学習指導要領の改訂に寄与した。さらに、科学オリンピックの支援を推進し、広報協力、会場数拡大、合宿強化、OB参画促進、事務負担軽減等の各種支援を通じ、国際大会の日本開催を複数回実現し、参加者総数も倍増し、1万人を超えるとともに、国際大会における全員入賞を複数回達成しているなど、特に優れた実績を上げていることから、Sとする。

・ 今後は、調査研究機能との一体的な施策展開や地方公共団体等との連携を一層図りつつ、子どもたちの意欲を引き出し、才能を伸ばしていく施策を中心に、次代を担う科学技術関係人材の育成の強化を図っていく必要がある。

【各論】

・ 中期計画において定めた「達成すべき成果」について、②「特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実」、③「先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実」、④「科学技術や理科、数学(算数)に関する教員研修の充実」、⑤「魅力ある科学技術や理科学習教材の提供」、⑥「地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成」のいずれにおいても達成された。

・ ①「外部人材を活用した小学校における理科学習の充実」については以下の事項に留意する必要がある。

○理科支援員配置において、児童を対象に行ったアンケートの「授業内容に興味を持った」の項目については

②特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実

・中期目標

科学館、大学、民間企業等の外部機関のもつ資源を活用するなどの科学技術や理科、数学(算数)の学習を充実させる取組を支援するとともに、支援を通じて蓄積した事例や成果を普及することにより、児童・生徒の科学技術や理科、数学(算数)に関する興味・関心及び学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。

・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

イ. 機構は、プログラムごとに、事業関係者の科学技術や理科、数学(算数)に関する取組についてアンケート調査を実施し、回答者の8割以上から当初計画していた目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。

ロ. 機構は、プログラム毎に、取組に参加した児童・生徒に対し、アンケート調査を実施し、学習内容に興味をもったとの回答を8割以上得ることを目指す。また、学習意欲が向上したとの項目及び学習内容が理解できたとの項目について5割以上の肯定的な回答を得ることを目指す。

ハ. 機構は、取組に参加した教員に対し、アンケート調査を実施し、日々の教育活動の中で活かすことができる成果を得たとの項目について7割以上の肯定的な回答を得ることを目指す。

<表.「指導力の向上」>

	H19	H20	H21	H22	H23
対理科支援員	68%	84%	91%	84%	85%
対特別講師	78%	86%	92%	-	-

【特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実】

- ・ 講座型学習活動支援において、大学等の外部機関のもつ資源を活用した取組を推進し、支援した。
- ・ サイエンスキャンプ等にて、大学・公的研究機関等と連携し、児童生徒を対象に実施する先進的科学技術体験合宿プログラム等の多様な手法により、児童生徒の発達段階や教育現場のニーズに合わせた取組を幅広く実施した。
- ・ 全都道府県の代表チーム参加のもと、第1回科学の甲子園全国大会を開催(平成23年度)した。
- ・ 海外の才能ある生徒との研鑽・交流機会を創出するため、国際的なサイエンスキャンプ(アジアサイエンスキャンプ(平成23年度)等に生徒を選抜して派遣した。

・ 主な指標

イ. 事業関係者に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

<表. 講座型学習活動>

	H19	H20	H21	H22	H23
	87%	94%	97%	98%	95%

その他のプログラムについても目標値を上回る肯定的回答を得た。

ロ. 取組に参加した児童・生徒に対するアンケートに対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

○講座型学習活動

<表.「学習内容に興味をもった」>

	H19	H20	H21	H22	H23
	86%	88%	85%	91%	92%

平成19年度、平成23年度に、また、「理科についての学習意欲の向上」の項目については平成19年度に目標値を下回る結果となった。これは事業立上げに伴う初期執行の遅れ、並びに事業仕分けの結果を受けた予算削減により年間の支援員配置回数が減少したこと等の影響があったと推測される。本取組は平成24年度を以て廃止される。

- ・ 理科支援員配置では、理科支援員を活用した教員が、他の教員に比べて理科の観察・実験の知識、技能に関して「高い」、「やや高い」と肯定的に回答した割合が高く、理科支援員の活用による効果が認められる。
- ・ サイエンスキャンプやSSH支援において、海外理数教育先進校との協力・連携を積極的に推進し、学校間、または生徒・教員間の国際的な研鑽・交流機会を充実させるなど新たな取り組みは評価できる。
- ・ SSH支援において、学校間連携をコアSSHとして発展させ、SSH校以外にもその効果の拡大が認められる。
- ・ 理科教材開発・活用支援では、授業計画に合わせて活用できる自由度の高い教材を開発・提供するとともに、その普及・活用促進を行い、中期計画の目標値を大幅に上回る登録教員数を得ており評価できる。

③先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実

・中期目標

- a. 先進的な理科・数学学習に取り組む高等学校に対し、理科・数学の学習の充実及び生徒が科学技術の研究者、研究現場及び研究成果に実際に触れる機会の拡充の支援を行う。これにより、生徒の科学技術に関する興味・関心、意欲・能力の向上を図り、理科・数学に秀でた生徒の育成に寄与する。
- b. 先進的・発展的な学習機会である国際的な科学技術や理科・数学のコンテストに関する取組みの支援を行う。これにより、児童・生徒の科学技術に関する興味・関心、意欲・能力の向上を図り、理科・数学に秀でた児童・生徒を育成する。
- c. 大学・高等専門学校に対し、理科・数学に関して卓越した意欲・能力を有する児童・生徒に高度で発展的な

<表.「学習意欲が向上した」>

H19	H20	H21	H22	H23
54%	53%	59%	71%	76%

<表.「学習内容が理解できた」>

H19	H20	H21	H22	H23
73%	82%	79%	86%	81%

その他のプログラムについても目標値を上回る肯定的回答を得た。

ハ. 取組に参加した教員に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画目標値を上回る肯定的回答を得た。

<表.サイエンス・リーダーズ・キャンプ>

H23
98%

【先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実】

[スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援]

- ・ SSH 支援において、SSH 指定校が 145 校に拡大(中期計画開始時 101 校)し、SSH 主対象生徒数も約 48,000 名に拡大(中期計画開始時 22,000 名)した。このような大幅な指定校数増に対し、適正な事務処理支援体制を整備して対応し、指定校の先進的な科学技術、理科、数学学習の取組を着実に支援した。
- ・ 学校間連携プログラムを、第 2 期目標期間中に予算化しつつ、段階的に発展させ(平成 19 年度特別枠、平成 20～平成 21 年度重点枠、平成 21 年度中核的拠点育成プログラム、平成 22 年度～コア SSH)、先進的理数教育の普及を促進した。コア SSH における「地域の中核的拠点構築」プログラムでは、SSH 中核拠点校を中心として SSH 指定校以外を含めた取組を促進させ、SSH 校以外から延べ 662 校 5,152 名(平成 22～平成 23 年度)の生徒が参加した。
- ・ 高等学校における新科目「理科課題研究」の創設など、学習指導要領の改訂に寄与した(周知期間を経て、平成 24 年度から学年進行で実施)。

学習環境を継続的に提供する取組みの支援を行う。これにより、児童・生徒の科学技術に関する興味・関心、意欲・能力の向上を図り、理科・数学に秀でた児童・生徒を育成する。

・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

[スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援]

イ. 機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から、科学技術に関する興味・関心や学習意欲を向上させるための取組を実践する上で有効な支援が得られたとの回答を得ることを目指す。

ロ. 機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から、機構が提供した優れた取組事例が指定校の取組の立案や実施に有効であったとの回答を得ることを目指す。

ハ. 機構は、取組を実施した指定校生徒に対しアンケート調査を行い、回答生徒の6割以上から、科学技術に関する学習の意欲が向上したとの肯定的な回答を得ることを目指す。

[国際科学技術コンテストへの参加支援]

イ. コンテスト実施機関に対しアンケート調査を実施し、回答者の8割以上から、実施機関のコンテスト運営に対して有用な支援であったとの回答を得ることを目指す。

ロ. 多くの児童・生徒が国際的な科学技術や理科、数学のコンテストへの参加を通じて、科学技術等への興味・関心を一層喚起できるよう、機構が支援を行う国内の教科系科学技術コンテストへの参加者総数を、中期目標の最終年度に年間10,000人以上とすることを目指す。

・ 主な指標

イ. 事業関係者に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21	H22	H23
87%	87%	96%	85%	82%

ロ. 事業関係者に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21	H22	H23
85%	87%	91%	82%	82%

ハ. 取組に参加した児童・生徒に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21	H22	H23
62%	63%	65%	66%	70%

[国際科学技術コンテストへの参加支援]

・ 国際科学技術コンテスト支援において、横断的な情報交換及び共通の問題事項解消等を目的として、教科系コンテストの全実施団体から構成される「今後の国際科学技術コンテストのあり方を考える会」を11回開催(平成22～平成23年度)し、以下の成果につなげた。

○一次選抜に関する共通事務の集約化(募集要項・受験票・結果通知の発送、申込み・問合せ窓口の統一等)を行い、応募者の利便性を向上させた。

○コンテストの成績優秀者に対するAO入試での評価等、大学の入試制度への導入状況を調査した。この調査結果を全国の大学に周知し、入試制度への更なる適用拡大を図るとともに、パンフレットやホームページに掲載し、受験者へのインセンティブ向上に寄与した。

機構によるこれらの取組や広報活動等の結果、参加者総数が11,233名(中期計画開始時4,286名)となった。

・ 生物学オリンピック(平成21年)、化学オリンピック(平成22年)の国際大会を連続して日本で開催することを支援した。

・ 国際大会参加者に対する強化訓練の拡充等により、出場選手の成績向上に繋げ、中期目標期間中に金 38、銀 44、銅 27 個のメダルを受賞した(地学、地理オリンピックの成績を除く)。

・ 主な指標

イ. コンテスト実施機関に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21	H22	H23
100%	100%	100%	100%	100%

ロ. 支援を行う国内の教科系科学技術コンテストへの参加者総数は、以下のとおりとなり、中期計画に掲げた目標を達成した。(単位:人)

H19	H20	H21	H22	H23
6,057	7,935	9,641	9,829	11,233

[高度で発展的な学習環境を継続的に提供する大学・高等専門学校への支援]

イ. 機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から当初計画していた目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。

ロ. 機構は、取組に参加した児童・生徒に対しアンケート調査を行い、回答児童・生徒の6割以上から、受講した分野の学習意欲・能力が向上したとの肯定的回答を得ることを目指す。

[高度で発展的な学習環境を継続的に提供する大学・高等専門学校への支援]

・ 平成 20 年度より「未来の科学者養成講座」を開始し、大学等が行う意欲・能力の高い児童生徒に対する年間を通じた高度で発展的な育成プログラムの開発・実施を支援した。大学教員及び TA による綿密な課題研究指導等により、受講生が高校生科学技術チャレンジ(JSEC)で文部科学大臣賞を受賞するなどの成果を上げた。

・ 主な指標

イ. 事業関係者に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H20	H21	H22	H23
96%	100%	100%	100%

ロ. 取組に参加した児童・生徒に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H20	H21	H22	H23
94%	94%	93%	93%

④科学技術や理科、数学(算数)に関する教員研修の充実

・中期目標

教員の科学技術に関する知見の獲得や、理科、数学(算数)に関する体験的・問題解決的な研修を支援することにより、教員の指導力を育成・向上させる。本事業は、平成21年度をもって終了させる。

中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

- イ. 機構は、事業関係者に対し、実施した研修についてアンケート調査を実施し、回答者の8割以上から、研修の目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。
- ロ. 機構は、本事業の研修に参加した教員の指導力の向上についてアンケート調査を実施し、回答教員の7割以上から、授業の中で活かすことができる成果を得たとの回答を得ることを目指す。

⑤魅力ある科学技術や理科学習教材の提供

・中期目標

教員が利用しやすく、児童・生徒が科学技術や理科をわかりやすく理解できる教材を開発、提供、普及することにより、児童・生徒の科学技術や理科に関する興味・関心、学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。

・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

- イ. 機構は、多くの教育関係者が科学技術や理科学習教材を利用するよう促し、インターネットでの教材提供システム(理科ねっとわーく)の登録教員数を40,000人以上とすることを旨とする。
- ロ. 機構は、教育関係者が利用できる教材のうち一般利用が可能な教材をインターネットで公開し、

【科学技術や理科、数学(算数)に関する教員研修の充実】(平成21年度まで)

- ・ 教育委員会と大学・科学館等の連携により、理数系教員の実践的指導力向上を図る教員研修を支援し、新学習指導要領へのスムーズな移行に寄与した。

・ 主な指標

イ. 事業関係者に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21
92%	95%	94%

ロ. 研修に参加した教員に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21
72%	82%	86%

【魅力ある科学技術や理科学習教材の提供】

- ・ 理科教材開発・活用支援において、機構職員が講師を行うICT活用研修等を実施した。
- ・ デジタル教材提供システム(理科ねっとわーく)の登録教員数が61,937名(中期計画開始時24,000名)となった。また、一般利用が可能な教材(理科ねっとわーく一般公開版)へのアクセス数が平成23年度3,484,000アクセス(中期計画開始時922,392アクセス)に達した。
- ・ 外部有識者・専門家の意見や教員等利用者の要望を踏まえつつ、28本の教員用デジタルコンテンツの新規開発を行った。また、新学習指導要領への対応など、160本の既存コンテンツの改修を行った。

・ 主な指標

イ. インターネットでの教材提供システム(理科ねっとわーく)の登録教員は以下のとおりとなり、中期計画に掲げた目標を達成した。

(単位:人)

H19	H20	H21	H22	H23
36,000	41,511	49,399	55,865	61,937

1,300,000アクセス／年を確保した上で、前年度よりも向上させることを目指す。

ハ. 機構は、児童・生徒の学習意欲、学習内容の理解について、開発した教材の利用教員へのアンケート調査を行い、回答教員の8割以上から教材を利用すると児童・生徒が授業内容をよく理解するとの回答を得ることを目指す。

⑥地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成

・中期目標

大学と教育委員会の連携の下、地域の理数教育に関する拠点を構築・活用し、児童・生徒の科学技術や理科・数学(算数)に対する興味・関心、意欲・能力を向上させる授業を行うことができる教員を養成するための取組みを支援する。これにより、地域の理数教育において中核的役割を果たす教員を養成する。_

・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

- イ. 機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から当初計画していた目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。
- ロ. 機構は、対象となる学生・教員に対しアンケート調査を行い、回答者の6割以上から、受講した取組が理数教育の指導力、知識、技能の修得に有効であるとの肯定的回答を得ることを目指す。

ロ. 一般利用が可能な教材(理科ねっとわーく一般公開版)へのアクセス数は以下のとおりとなり、中期計画に掲げた目標を達成した。

H19	H20	H21	H22	H23
1,340,000	1,562,000	2,118,000	2,743,000	3,484,000

ハ. 開発した教材の利用教員に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H19	H20	H21	H22	H23
98%	96%	93%	99%	99%

【地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成】

- ・ 小・中学生の理数学習意欲・能力を喚起するため、優れた理数系教科指導法を習得し、地域の理数教育において中核となる教員を養成する取組を平成 21 年度に開始し、23 企画(試行的取組を含む)を支援した。

・ 主な指標

イ. 事業関係者に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H21	H22	H23
97%	98%	98%

ロ. 対象となる学生・教員に対するアンケート調査を行い、以下のとおり中期計画に掲げた目標値を上回る肯定的回答を得た。

H21	H22	H23
92%	85%	92%

<第2期中期目標期間>

S 評定の根拠(A 評定との違い)

平成 19 年度の理科教育支援センターの立ち上げにより、幅広い現場のニーズを具体化する施策サイクルを構築するとともに、チーム制・学校対抗の科学技術競技大会（「科学の甲子園」）という新たな分野の創設、SSH 支援の強化、科学オリンピック支援による参加者の倍増、全員入賞の複数回達成等、特に優れた実績を上げているため、S とする。

【定量的根拠】

- 平成 23 年度新規事業「科学の甲子園」において、都道府県に対して予選（代表校選抜大会）の実施を働きかけ、代表選抜に係るモデル問題の提供や実験用器材の提供等の支援及び積極的な広報活動を行った。このような取組の結果、全 47 都道府県の代表校が全国大会へ参加した。また、全国大会開催概要発表（平成 23 年 5 月）から全国大会終了後（平成 24 年 3 月）までに、新聞等で 305 件の報道があり、全国大会の様子は NHK 神戸や CBC テレビ等でニュースとして取り上げられた。その他、企業への働きかけの結果、協働パートナー 12 社の参画を得た。
- SSH 支援において、この 5 年間に於ける機構の事業運営・支援効果もあり、その取組・成果が広く認識され、SSH 指定校・予算ともに毎年増加が認められた結果、SSH 指定校数が 145 校に拡大し（中期計画開始時 101 校）、SSH 主対象生徒数も約 48,000 名に拡大した（中期計画開始時 22,000 名）。SSH 卒業生アンケートでは、77.3%が進学先で理系分野を選択するなど、次代を担う科学技術関係人材の育成に大きく寄与している。また、SSH 校を中心に開催する研究発表会の実施回数が年々増加し、平成 23 年度は 339 回実施された。（平成 19 年度 128 回、平成 20 年度 156 回、平成 21 年度 211 回、平成 22 年度 267 回実施）また、大幅な指定校数増等に対し、適正な事務処理支援体制を整備して対応し、指定校の先進的な科学技術、理科、数学学習の取組を着実に支援した。さらに、新科目「理科課題研究」の創設など、学習指導要領の改訂に寄与した。
- 国際科学技術コンテスト支援において、広報協力、会場数拡大、合宿強化、OB参画促進、事務負担軽減等の各種支援を通じ、社会・国民にとって科学がより身近に感じられる気運の創出や社会への波及効果に貢献し、科学オリンピックの参加者総数が 11,233 名となるとともに（中期計画開始時 4,286 名）、金メダル受賞数も大幅な増加傾向を示す等の結果を得ている。
 - 科学オリンピックの国際大会の日本での連続開催を支援した。（H21 年度：生物学オリンピック、H22 年度：化学オリンピック）
 - コンテストの成績優秀者に対する AO 入試等における措置状況を調査し、調査結果を全国の大学に周知することにより、入試制度への更なる適用拡大を図るとともに、パンフレットやホームページに掲載し、受験者へのインセンティブ向上に寄与した。その結果、現在 24 大学において科学オリンピックの成果を適用している。（H20 年度末：18 大学。※JST 調べ）
 - 科学オリンピックの国際大会において、全員入賞を複数回達成した（平成 21 年度、23 年度）。

＜表. 国際大会における金メダル数の推移＞

	H19	H20	H21	H22	H23
国際大会 金メダル数	5	4	12	7	10

【定性的根拠】

- 平成 19 年度に理科教育支援センターを発足させ、小、中、高校の「理科教育実態調査」等の調査結果や、外部有識者による各種分科会における提言をとりまとめた報告書等を公表した。調査結果が「理科教育設備整備費」の充実（平成 21 年度補正予算）の実現に貢献する等、幅広い現場のニーズを具体化する施策サイクルを構築した。
- 海外理数教育関係機関との協力・連携を積極的に推進し、SSH 生徒研究発表会への海外校の招聘、国際的なサイエンスキャンプへの生徒派遣、科学の甲子園優勝校の米国サイエンスオリンピアドへ参加等、機関間の連携を学校間又は生徒・教員間の国際的な研鑽・交流機会につなげる活動を行った。

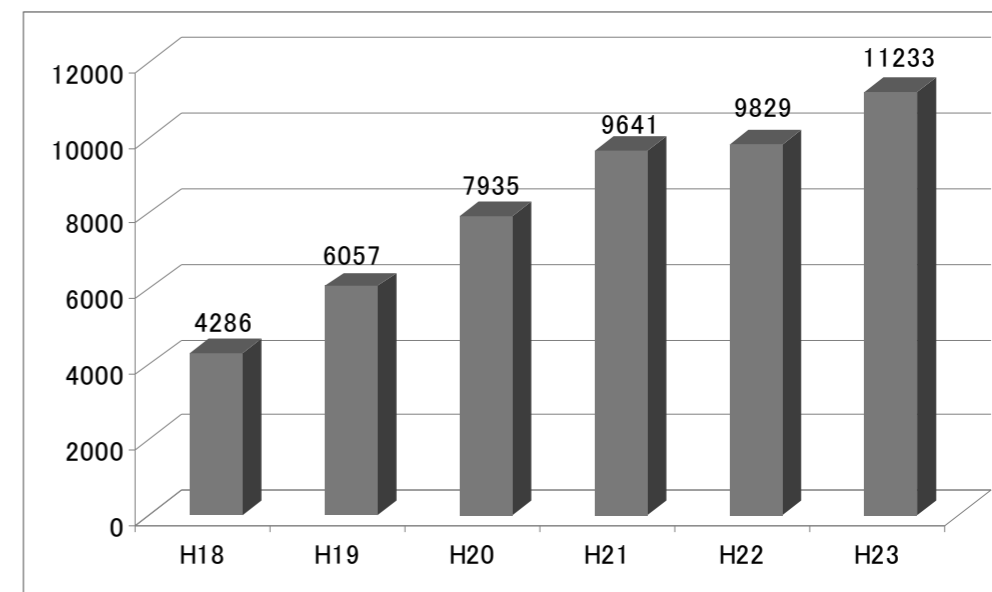
- SSH 支援において、「学校間連携プログラム」を、第 2 期目標期間中に予算化しつつ段階的に発展させて推進した(平成 19 年度特別枠、平成 20～平成 21 年度重点枠、平成 21 年度中核的拠点育成プログラム、平成 22 年度～コア SSH)。これらの取組から生まれた「全国 SSH コンソーシアムによる乾型耳垢型の全国遺伝子地図作成に関する研究」では、高校生が学会(日本人類遺伝学会)発表し、特別賞を受賞するなどの成果を上げた。また、コア SSH における「地域の中核的拠点構築」プログラムでは、SSH 中核拠点校を中心として SSH 指定校以外を含めた取組を促進させ、SSH 校以外から延べ 662 校、5,152 名(平成 22～平成 23 年度)の生徒が参加した。これらの活動により、平成 23 年度には学校間連携プログラムであるコア SSH が大幅に拡充(「地域の中核的拠点構築」: 15 件、「全国的な規模での共同研究(コンソーシアム型)」: 4 件、「海外理数教育重点校との連携」: 10 件)されることとなった。



【第 1 回科学の甲子園全国大会表彰式】



【国際化学オリンピック(日本(東京)開催)日本代表選手】



【国際科学オリンピック(数学、物理、化学、情報、生物学)の国内大会申込者数の推移】

【1-5-2】	(2) 科学技術コミュニケーションの促進					【評定】				
【概要】 科学技術コミュニケーションを促進するため ①地域における科学技術理解増進活動の推進 ②情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進 ③科学コミュニケーター人材の養成 を実施する。						A				
						H19	H20	H21	H22	H23
						A	A	A	A	A
						実績報告書等 参照箇所				
						p.354 ~ p.371				
【インプット指標】										
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・科学コミュニケーション連携推進事業(地域の科学舎推進事業) ・IT 活用型科学技術情報発信事業 ・科学コミュニケーター人材養成事業				
決算額の推移(単位:百万円)	1,181	1,235	1,901	1,292	1,566					
従事人員数(人)	20	21	23	16	16					
評価基準	実績					分析・評価				
1. 中期目標の達成状況は適切か 2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。 (参考) ①地域における科学技術理解増進活動の推進 ・中期目標 科学館・博物館、大学、地方自治体等や個人が身近な場で行う体験型・対話型の科学技術理解増進活動を支援するとともに、科学技術を分かりやすく国民に伝える人材の連携を図る取り組みや手法の開発を実施する。これにより、国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深める。 ・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」 イ. 機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価において、支援した活動が国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深めるとの観点から適正であるとの評	【地域における科学技術理解増進活動の推進】 ・ 科学館・博物館、大学、その他機関・団体、個人が、その特徴や実績を活かして実施する科学コミュニケーション活動や、地域の科学コミュニケーションネットワークの構築、科学館等による科学コミュニケーション手法や連携手法の開発・普及・定着への取組を支援した。 ・ 前中期目標期間の最終年度(平成 18 年度)と比較して、サイエンスアゴラの参加団体数は 2.2 倍、主たる開催日 1 日平均参加者数は 5.9 倍となった。 ・ 研究者や技術者の監修や参画のもと、展示や映像コンテンツ等の展示手法について、日頃科学を意識していない人も含む多くの対象者の興味関心に訴求するよう、かつて描かれた未来技術と現在の最先端科学技					【総論】 ・ 第 2 期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえることから、評定を A とする。 ・ 今後、自立した科学コミュニケーション活動が実施されるよう必要な支援をするとともに、震災を踏まえた科学コミュニケーション活動の在り方を的確に把握し、効率的・効果的な事業の実施及び体制の整備をより一層行う必要がある。 【各論】 ・ 中期計画において定めた、「達成すべき成果」について、いずれの項目もクリアしたと評価できる。 ・ サイエンスアゴラについては、参加団体数が毎年増加しただけでなく、参加者数やプログラム数も増加しており、参加団体のうち、普段は1都3県以外で活動している団体が52%に上るなど、開催地近辺以外からも多数の参加実績があり、中期計画の目標以上の効果を挙げたと評価できる。今				

価を得ることを目指す。

ロ. 機構は、支援した活動について参加者に対する調査において、回答者の8割以上から科学技術に対する興味・関心が深まったとの回答を得ることを目指す。

ハ. 機構は、i の口の活動への参加団体を毎年度増加させることを目指す。

ニ. 機構は、開発した新たな展示について、来場者を対象として意識調査を行い、回答者の8割以上から、テーマとした科学技術に対する興味・関心が深まったとの回答を得ることを目指す。

術の関連を紹介する「ドラえもんの科学みらい展」など、多様な展示手法の開発に取り組んだ。また、これまで従来の科学館が実施して来なかった展示巡回手法や配給方法の開発も行い、ノウハウを構築した。なお、巡回・配給にあたっては、巡回先を科学館に限らず、地域の多様な文化施設にも巡回実績を広げた。

・ 主な指標

イ. 外部有識者・専門家から構成される評価委員会において、支援した活動が国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深めるとの観点から適正であるとの評価を毎年度得ることができた。

ロ. 支援した活動の参加者アンケートにおいて、中期目標期間中を通し、「科学技術に対する興味・関心が深まった」との回答が毎年度 90%を超え、目標(80%以上)を上回ることができた。

H19	H20	H21	H22	H23
95%	95%	93%	96%	95%

ハ. 科学コミュニケーション活動の活性化のための場である「サイエンスアゴラ」への参加団体数において、目標(毎年度増加)を達成することができた。

H19	H20	H21	H22	H23
124 団体	138 団体	141 団体	146 団体	183 団体

※平成 18 年度: 83 団体

ニ. 開発した新たな展示について、来場者を対象として意識調査を行い、回答者の 80%以上から「テーマとした科学技術に対する興味・関心が深まった」との回答を毎年度得ることができた。

H19	H20	H21	H22	H23
93%	86%	92%	81%	88%

後は、幅広い層を対象に科学技術への興味・関心や理解の向上を図るため、参加者数の増加に向けた取組を推進する必要がある。

- ・サイエンスチャンネルについては、高画質オンデマンド配信の開始、サイエンスニュースの配信開始、SNS の試行等を実施することにより、視聴者の利便性への向上に努めたと評価できる。今後は、サイエンスニュースやサイエンスポータルを統合的に運営するなど、コミュニケーションインフラの構築更なる利便性の向上に努める必要がある。
- ・外部有識者からなる「科学コミュニケーター人材養成事業評価委員会」を開催し、適切に事業を推進しているとの評価を受けており、目標を達成したと評価できる。なお、委員会における指摘事項を踏まえ、より実践的な科学コミュニケーターの養成に努める必要がある。

②情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進

・ 中期目標

情報技術を活用して科学技術情報をわかりやすい形で伝えるコンテンツを開発し発信する。これにより、国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深める。

・ 中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

【情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進】

- ・サイエンスチャンネルでは、平成 22 年度から複数の形式で高画質オンデマンド配信を行った。また、科学技術についての解説を交えて分かりやすく紹介するサイエンスニュースの配信、SNS を活用して、新規コンテンツの紹介や、配信中のコンテンツと関連のある既存コンテンツや記事との連動等の展開を試行し、分かりやすく社会に向け情報発信を行った。

- イ. 機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価において、制作したコンテンツが国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深めるとの観点から適正であるとの評価を得ることを目指す。
- ロ. 機構は、制作したコンテンツの内容について一般を対象としたモニター調査を行い8割以上から、知識教養が深まる、わかりやすいなどの肯定的回答を得ることを目指す。
- ハ. 機構は、本事業で提供する科学技術コンテンツの利用件数(アクセス数)について、前中期目標期間の最終年度(平成 18 年度)の利用件数を確保した上で、前年度よりも向上させることを目指す。

③科学コミュニケーター人材の養成

・中期目標

科学技術を分かりやすく国民に伝えるとともに、社会の問題意識を研究者・技術者の側にフィードバックするなど、研究者・技術者と社会との間のコミュニケーションを促進する役割を担い、社会の多様な場で活躍できる人材を、日本科学未来館を拠点として活用することなどにより養成する。これにより、国民の科学技術に対する興味・関心と理解を深める。

・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」

- イ. 機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価において、科学コミュニケーターとして必要な資質・能力の修得及び科学コミュニケーターの輩出において十分な成果を得ているとの評価を得ることを目指す。

・ 主な指標

- イ. 外部有識者・専門家から構成される「サイエンス チャンネル放送番組委員会」において、制作したコンテンツが国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深めるとの観点から適正であるとの評価を毎年度得ることができた。
- ロ. 制作したコンテンツの内容についての、一般を対象としたモニター調査において、90%以上から、知識教養が深まる、分かりやすいなどの肯定的回答を毎年度得ることができた。

H19	H20	H21	H22	H23
94%	94%	100%	94%	100%

- ハ. 本事業で提供する科学技術コンテンツの利用件数(アクセス数)について、前中期目標期間の最終年度(平成 18 年度)の利用件数(10,102,532)を5年連続して12%以上上回った。

H19	H20	H21	H22	H23
11,607,679 件 (+15%)	11,350,785 件 (+12%)	11,842,563 件 (+17%)	16,509,634 件 (+63%)	16,661,118 件 (+65%)

【科学コミュニケーターとなる人材の養成】

- ・ 日本科学未来館での科学コミュニケーション活動のオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)と、ライティングやプレゼンテーション等の研修により、科学コミュニケーターを計画的に養成した。特に、平成 22 年度において科学コミュニケーションの専門性を高めることを目的に科学コミュニケーション専門主任(PI)を設置し、科学コミュニケーター人材養成の高度化に向けた体制を構築した。これらの取り組みを通して、全国各地で多様な科学コミュニケーション活動に携わる人材 45 名を、平成 21 年度からの 3 年で効果的に輩出した。主な指標

- イ. 外部有識者・専門家から構成される「科学コミュニケーター人材養成事業評価委員会」において、「新しい職能をもった人材を育てるという試みに対し、一定の実績をあげてきたことは高く評価したい」というコメントとともに、総合評価において、適切であるとの評価を受け一方、具体的な人材養成施策と輩出後に求められる能力との対応が必ずしも明確ではない等の指摘があった。

<p>ロ. 機構は、本事業の対象者に対する調査において、回答者の8割以上から、科学コミュニケーターに必要な資質・能力を毎年度計画的に修得できたとの回答を得ることを目指す。</p>	<p>ロ. 本事業の対象者に対する調査において、回答者の80%以上から「科学コミュニケーターに必要な資質・能力を習得できた」との回答を毎年度得ることができた。</p> <table border="1" data-bbox="884 338 1498 451"> <thead> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98%</td> <td>83%</td> <td>82%</td> </tr> </tbody> </table>	H21	H22	H23	98%	83%	82%	
H21	H22	H23						
98%	83%	82%						

【1-5-3】	(3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進					【評定】				
【概要】 最先端の科学技術を分かりやすく国内外に発信するとともに、新たな科学技術の理解増進手法の開発・発信や科学技術を分かりやすく国民に伝える人材の育成、国内外の関係機関や人材との交流を行う拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。これにより、国民の科学技術に対する興味・関心と理解を深める。						S				
						H19	H20	H21	H22	H23
						A	S	S	S	A
実績報告書等 参照箇所										
p.372 ~ p.383										
【インプット指標】										
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	主な決算対象事業の例 ・日本科学未来館事業				
決算額の推移(単位:百万円)	2,886	2,925	2,379	2,129	2,346					
従事人員数(人)	4	9	6	131	126					
評価基準	実績					分析・評価				
1. 中期目標の達成状況は適切か 2. 着実かつ効率的な運営により、中期計画に規定されている項目に係る業務の実績が得られたか。 (参考) (3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進 ・中期目標 最先端の科学技術を分かりやすく国内外に発信するとともに、新たな科学技術の理解増進手法の開発・発信や科学技術を分かりやすく国民に伝える人材の育成、国内外の関係機関や人材との交流を行う拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。これにより、国民の科学技術に対する興味・関心と理解を深める。	【取組】 <ul style="list-style-type: none"> 来館者数については、平成23年度は東日本大震災の影響により54.5万人／年となり、目標値(70万人／年)を下回ったが、第2期中期目標期間の平均をとると83.4万人／年となった。また、平成19～22年度の間は開館以来の右肩上がりの増加傾向を続け、平成22年度は100.8万人／年の来館者となるなど、中期計画に掲げた目標値を大きく超える成果をあげた。 メディア取材件数について毎年度、第1期中期目標期間の実績をもとに設定した目標値(850件/年)を大きく上回る実績を上げた。 第一線の研究者や技術者が監修・参画し、先端の科学技術と社会や生活等の関わりを様々な表現手法で伝える常設展示、大型映像、特別展示等を企画・制作し公開した。平成23年度には、新規常設展示が第15回文化庁メディア芸術祭エンターテインメント部門で優秀賞を受賞し、高い評価を受けた。 サイエンティスト・トーク、未来設計会議、サイエンスカフェ等を通じて、研究者や技術者と参加者が双方向の科学コミュニケーションに取り組む場を創出した。中でも、ノーベル賞関連では、日本人がノーベル賞を受賞した平成20年度には「ノーベル賞受賞者との親子フォーラム-小学生のための小林・益川研究室」を、平成22年度にはノーベル化学賞発表の翌日から特別ミニトーク「祝ノーベル化学賞受賞 クロスカップリング」を開催する等、時宜を捉えた科学コ 					【総論】 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、震災の影響により来館者数及び科学ボランティア活動時間については目標に到達していないものの、平成22年度において来館者数が100万人を突破するなど、中期目標を大きく上回る優れた実績を上げていることから評定をSとする。 日本科学未来館総合監修委員会(平成23年度)では、外部有識者から展示展開や情報発信方法に関する提案があり、事業の改善および体制の整備をより強化する必要がある。 【各論】 <ul style="list-style-type: none"> 一般の興味を引く展示やイベントの企画・実施やメディアへの働きかけ、学校や国内外の科学館等との連携活動など様々な来館者増加策を実施し、平成19～22年度の間に来館者数は開館以来の右肩上がりの増加傾向を続け、平成22年度には100万人を突破したことは特筆すべき成果と言える。 研究者・技術者と一般の橋渡しの役割を担う施設とし 				

<p>・中期計画に掲げられた「達成すべき成果」</p> <p>イ. 機構は、未来館への来館者数 70 万人/年以上の確保を目指す。</p>	<p>コミュニケーション活動を積極的に推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球規模課題の解決に向けたサステナビリティ情報の受発信として、「Geo-Cosmos」、「Geo-Scope」、「Geo-Palette」の3つのツールを活用した新しい地球理解のためのプロジェクト、「つながり」プロジェクトをスタートさせた。 ・ コンテンツの海外巡回や、科学館の国際会議での情報発信等、国際的な科学コミュニケーション活動を積極的に実施した。特にコンテンツの巡回については平成20年に発生した四川大地震の震災再建のための特別な取組の一環として、中国政府からの要望に基づき、巡回展を実現させた。また、平成22年10月に世界各国の科学技術分野・科学館分野の第一人者を委員とした国際総合監修委員会(IAB)を開催し、日本がリーダーとして世界に貢献するための提言「Miraikan メッセージ 2010」を発信するなど、国際的なプレゼンスを高めた。さらに、平成18年度から平成21年度までの副会長に引き続き、平成22年度からは日本科学未来館館長が ASPAC(アジア太平洋地域科学館協会)の会長を務め、日本科学未来館が先進的に取り組む対話を通じた科学コミュニケーションの実践を継続的に発信し、その先導的な役割を担った。 ・ 平成21年11月に実施された事業仕分け結果を踏まえ、平成22年10月に日本科学未来館の運営を機構による直執行体制に移行した。移行にあたっては、事業仕分けから1年未満で迅速に体制を直執行化したとともに、当該年度の来館者数の実績を落とすことなく(平成22年度の来館者数は100.8万人)、滞りなく完了した。 ・ 東日本大震災の復旧にあたっては、震災後の混乱の中迅速かつ着実に進め、平成23年6月11日の再開館にこぎ付けた。単に元の状態に修復するのではなく、研究者との共同研究により、更に安全性を高める復旧を行った。また、膜天井を含む震災に関連した科学技術情報の発信や国内外への科学コミュニケーション活動など、有事における科学コミュニケーション活動を展開した。 ・ 特筆すべき成果については、項目別-4参照。 ・ 主な指標 <p>イ. 日本科学未来館への来館者数は、おおむね中期計画に掲げた目標(70万人/年以上の確保)を達成した。</p> <p>なお、中期目標期間中の来館者数は合計4,170,549人である。</p>	<p>て、多様なイベントを通して双方向の科学コミュニケーションに取り組む場を積極的に創出しており、近年は、研究者・技術者と参加者がともに未来社会を考えるイベントの推進を強化している。また、第一線の研究者や技術者の監修や参画のもと企画・制作した常設展示「アナグラのうた」が、第15回文化庁メディア芸術祭エンターテインメント部門で優秀賞を受賞したことは、評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示巡回や科学コミュニケーション活動の連携を通して、国内外科学館等とのネットワーク構築も推進している。特にアジア地域を中心とした科学館協会の先導的役割を果たしており、国際的な活動に積極的に寄与したと言える。 ・ 東日本大震災においては、天井落下等の被害を受けたものの、迅速かつ着実に来館者の安全性をより高める復旧を行うとともに、震災を受けて必要とされる科学コミュニケーションについて模索し、webを用いた活動などを精力的に推進したことも評価できる。
---	--	---

ロ. 機構は、来館者への十分なサービスを提供するため、ボランティア活動時間 60,000 時間／年以上の確保を目指す。

ハ. 機構は、来館者アンケートを行い、「未来館の知人への紹介意向」又は「再来館意向」との回答を得る割合について8割以上を目指す。

ニ. 機構は、魅力的な事業展開を行い、未来館に関するメディア取材件数について 850 件／年以上を目指す。

	H19	H20	H21	H22	H23
来館者数	79.5 万人	90.8 万人	91.4 万人	100.8 万人	54.5 万人

ロ. ボランティアの活動時間は、おおむね中期計画に掲げた目標(60,000 時間／年以上の確保)を達成した。

なお、中期目標期間中のボランティア活動時間は合計 312,458 時間である。

	H19	H20	H21	H22	H23
ボランティア活動時間	68,003 時間	64,771 時間	66,079.5 時間	61,784 時間	51,820.5 時間

ハ. 来館者アンケートにおいて、「未来館の知人への紹介意向」又は「再来館意向」との回答を得る割合について毎年度90%以上得て、中期計画に掲げた目標(80%以上)を達成した。

	H19	H20	H21	H22	H23
知人紹介意向	94%	93%	94%	94%	94%
再来館意向	95%	94%	95%	94%	95%

ニ. 日本科学未来館に関するメディア取材件数について、中期計画に掲げた目標(850 件／年以上)を達成した。

なお、中期目標期間中のメディア取材件数は、合計 16,648 件に達した。

	H19	H20	H21	H22	H23
メディア取材件数	2,439 件	3,218 件	3,229 件	2,723 件	5,039 件

S 評定の根拠(A 評定との違い)

【定量的根拠】

- ・ 平成 23 年度の震災の影響による来館者の減少を加味しても、5 年間で平均 83.4 万人(達成率 119%)と中期計画の目標値(70 万人/年)を大きく上回る来館者数を確保。
- ・ ボランティアの活動時間数については 5 年間で平均 62,492 時間(達成率 104%)と目標値(60,000 時間/年)を上回る時間数を確保し、来館者に対して十分なサービスを提供した。なお、平成 23 年度において、震災による 2 か月間の休館を実績(5,182 時間/月)より加味すれば、目標値を上回る成果(62,184 時間/年)を達成できたものと考えられる。
- ・ メディア取材件数について、5 年間の年平均が 3,330 件(達成率 392%)となり、前中期目標期間の実績を元に設定した目標値(850 件/年)を大きく上回る実績を上げた。

【定性的根拠】

- ・ 常設展示、大型映像、特別展示等の企画・制作において、平成 23 年度に公開した常設展示「アナグラのうた」は、“これまでの博物館展示物の枠組みを大きくはみ出した作品”として評価され、平成 23 年度第 15 回文化庁メディア芸術祭エンターテインメント部門で優秀賞を受賞や科学コミュニケーション活動として、研究者と来館者がともに未来社会を考える「未来設計会議」、参加者自らが科学技術と自分との関わりを考え新しいライフスタイルを提案するワークショップの企画・実施を開発・実施した。
- ・ 海外機関との連携とした、巡回展や大型映像等のコンテンツの海外巡回、日本・エジプト科学技術年記念イベントの実施、日豪科学パフォーマー交流プログラムの実施、タイの科学技術フェアへの参加等の海外での科学コミュニケーション活動を行うとともに、平成 22 年 10 月において国際総合監修委員会(IAB)を開催し、日本がリーダーとして世界に貢献するための提言「Miraikan メッセージ 2010」を発信するなど、海外機関への積極的な情報発信及び連携関係の構築した。さらに、平成 22 年度からは日本科学未来館館長が ASPAC(アジア太平洋地域科学館協会)の会長となり、アジア地域を中心とした科学館の先導的役割を担った。
- ・ 平成 21 年 11 月に行われた事業仕分け(内閣府行政刷新会議第三ワーキンググループ)の結果を踏まえ、日本科学未来館の運営業務について、平成 22 年 10 月 1 日より機構による運営業務の直執行体制に移行させた。当該運営形態の見直しに伴う効率化により、来館者の満足度等の質を維持しつつ平成 22 年度政府予算においては約 1.6 億円の削減を実現しており、運営形態見直しの中でも効率的な運営を行った。
- ・ 東日本大震災という未曾有の災害に直面し、世界中が混乱する中、震災を受けて必要とされる科学コミュニケーションについて模索し、WEB を利用した「Q&A サイト」の実施や被災地における「出前活動」など精力的に推進した。

【(中項目)1-6】	I-6. その他行政のために必要な業務					—				
【1-6-1】	(1)関係行政機関からの受託等による事業の推進					【評定】				
【概要】 我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。						A				
						H19	H20	H21	H22	H23
						A	A	A	A	A
						実績報告書等 参照箇所				
						p.384 ~ p.385				
【インプット指標】						主な決算対象事業の例				
(中期目標期間)	H19	H20	H21	H22	H23	別表のとおり				
決算額の推移(単位:百万円)	2,470	2,111	2,044	8,492	6,830					
従事人員数(人)	62	68	81	77	39					
評価基準		実績				分析・評価				
1. 着実かつ効率的な運営により、中期計画の項目(達成すべき成果を除く)に係る業務の実績が得られているか。		1. 中期計画の項目(達成すべき成果を除く)について、中期計画どおりに着実に推進した。 <ul style="list-style-type: none"> 我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関から多数の事業を受託(下記【別表】のとおり)し、その事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用して実施した。 事業実施にあたっては、研究実施者の意見をフィードバックする等、事業実施について委託元と相談しながら、着実に遂行した。 公募・審査業務及び評価業務については、公募の実施、審査委員会・評価委員会の着実かつ適切な運営により、委託元の指定する期日までに採択課題候補案、評価報告書案等を提出した。 課題管理業務においては、委託研究契約に関する業務を着実かつ適切に実施するとともに、課題の進捗状況を把握し、課題の運営について実施者に対して助言や参考資料作成等を適宜行った。 				【総論】 <ul style="list-style-type: none"> 第2期にわたる中期目標の達成状況について順調又は中期目標の達成を上回ったペースで進捗したといえる。 【各論】 <ul style="list-style-type: none"> 我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関から多数の事業を受託し、その事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用して実施し、順調な実績を上げていることから、A評価とする。 				

【別表】その他行政等のために必要な業務 対象事業

(1) 科学技術振興調整費における評価等の実施に係る支援業務	文部科学省から受託	平成 19～23 年度
(2) 科学技術連携施策群に関する総合推進	文部科学省から受託	平成 19～21 年度
(3) キーテクノロジー事業等に関する支援業務	文部科学省から受託	平成 19 年度
(4) 安全・安心科学技術プロジェクトに関する研究推進事業	文部科学省から受託	平成 19～22 年度
(5) 原子力システム研究開発事業の実施に係る支援業務	文部科学省から受託	平成 19～22 年度
(6) ライフサイエンス統合データベース	文部科学省から受託	平成 19 年度
(7) 日中・中日言語処理技術の開発研究	文部科学省から受託	平成 19～22 年度
(8) オープン・アクセス・データベース開発に関わる支援業務	内閣府から受託	平成 19 年度
(9) 原子力関連番組の制作・配信	文部科学省から受託	平成 19～20 年度
(10) サイエンス・チャンネル配信業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構から受託	平成 19～21 年度
(11) テロ対策・危険物検知のための科学技術に関する情報収集・分析等の調査研究	文部科学省から受託	平成 19～21 年度
(12) 我が国の国際的リーダーシップの確保 アジアにおける科学技術の振興と成果の活用	文部科学省から受託	平成 19 年度
(13) 科学技術振興による研究開発の推進に関する支援事業	文部科学省から受託	平成 20～22 年度
(14) 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブの実施に係る支援事業	文部科学省から受託	平成 20～22 年度
(15) 科学技術外交の強化に関する調査(英国の事例調査)	外務省から受託	平成 20 年度
(16) 革新的技術の推進のための調査研究	内閣府から受託	平成 20 年度
(17) 革新的技術推進費支援事業	内閣府から受託	平成 21 年度
(18) 総合推進 評価の実施・成果の普及	文部科学省から受託	平成 22～23 年度
(19) 最先端研究開発支援プログラム	独立行政法人日本学術振興会から受託	平成 21～23 年度
(20) 最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業	独立行政法人日本学術振興会から受託	平成 22 年度
(21) 最先端研究開発支援プログラム公開活動	独立行政法人日本学術振興会から受託	平成 22～23 年度
(22) 国家基幹研究開発推進事業等の実施に係る支援事業	文部科学省から受託	平成 23 年度
(23) 欧州委員会からの受託事業(CONCERT-Japan)	欧州共同体(EC)から受託	平成 23 年度

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置						
【(中項目)2-1】	Ⅱ-1. 組織の編成及び運営		【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</p> <p>イ. 理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。</p>			A				
			H19	H20	H21	H22	H23
			S	S	A	A	A
			実績報告書等 参照箇所				
			p.386 ~ p.387				
評価基準	実績		分析・評価				
<p>【内部統制の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。 	<p>【業務の有効性・効率性に係る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップにより、組織編成についても見直しを行い、新規事業や重点的に取り組む必要がある業務について、適時柔軟な組織編成を行い業務の効果的な実施に努めた。 <ol style="list-style-type: none"> また、システム施設部を廃止し、総務部に集約・再編するなどの組織の効率化にも努めた。 平成21年度より、イノベーション創出の推進と科学コミュニケーションの推進を両輪とし、「イノベーション推進本部」及び「科学コミュニケーション推進本部」の2推進本部体制のもと、各事業の連携・連絡の強化に努め、機構のミッションを果たすとともに、より効率的に業務を遂行した。 理事長のリーダーシップのもと、中期計画を達成するため、新規かつ挑戦的な取組や緊急に対応が求められる案件に関わる経費、事業の円滑な推進上必要な経費等、経営方針を反映した機動的な資源配分を実施した。 法人の長のマネジメント強化のため、下記の取組を実施した。 <p>平成19年度:政策的・社会的ニーズの高い案件への緊急かつ迅速な対応など事業運営の効率化のため、理事長裁量経費を設定。経営戦略の迅速な各事業への反映などのため、理事長を議長とする経営戦略会議を設置。</p> <p>平成20年度:業務の進捗状況や課題などを把握するため、理事長による</p> 		<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップのもと、中期目標を達成するため、新規かつ挑戦的な取組や緊急に対応が求められる案件に関わる経費、事業の円滑な推進上必要な経費等、経営方針を反映した機動的な資源配分を中期計画期間中、毎年度実施した。 今後も、理事長のマネジメントが発揮できる独立行政法人という特徴を活かし、優れた研究成果に対する緊急かつ機動的に研究を加速するための支援や事業仕分けを踏まえた更に効果的・効率的な事業運営の実施、明確なビジョンによる効率的な組織運営や組織の活性化等、研究成果をイノベーション創出につなげるための活動を今後とも着実にを行うとともに、引き続き東日本大震災の被害に対する柔軟な事業運用や被災地支援を行う必要がある。 				

【(中項目)2-2】

Ⅱ-2. 事業費及び一般管理費の効率化

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)

各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費の節減、事務の効率化、合理化を行い、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く)について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務を効率化する。機構の保有するホール、会議室等を積極的に活用する等、施設の有効利用を推進するよう見直しを行う。

また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合はその理由を公表する。

H19	H20	H21	H22	H23
A	A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

p.388 ~ p.393

評価基準

実績

分析・評価

・ 管理的経費の節減及び以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く)について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。また、文献情報提供業務についても、効率的な業務運営に努める。

【一般管理費の削減状況】 (基準額 平成18年度予算額 3,184百万円)

	実績	削減割合
一般管理費		
平成19年度	2,797百万円	—
平成20年度	2,706百万円	15.0%
平成21年度	2,777百万円	12.8%
平成22年度	2,698百万円	15.3%
平成23年度	2,599百万円	18.4%

【総論】

・ 第2期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。

【各論】

・ 一般管理費及び文献情報提供業務以外の業務に関わる事業費(競争的資金を除く)は、中期計画に沿って、着実に削減された。

【事業費の削減状況】文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く。) (基準額 平成18年度予算額 25,681百万円)

	実績	削減割合
業務経費		
平成19年度	25,408百万円	—
平成20年度	25,113百万円	2.2%
平成21年度	24,493百万円	4.6%
平成22年度	23,098百万円	10.1%
平成23年度	22,734百万円	11.5%

・ 一般管理費等
第2期中期目標期間の一般管理費(公租公課を除く)の実績は、2,599百

<ul style="list-style-type: none"> 日本科学未来館については、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表する。 	<p>万円であり、計画額の2,641百万円(内訳:人件費1,307百万円、物件費1,334百万円)を下回るなど、中期計画とおりに着実に推進した。文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)についても、目標額24,422百万円に対して、実績額22,734百万円であり、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文献情報提供業務 <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に発生した世界的な金融危機から継続している景気低迷や無料コンテンツの浸透等により中期目標期間を通じて事業環境は厳しいものであったが、第Ⅱ期経営改善計画で策定した収入増加、事業内容の見直し・改善、経費削減の各施策を着実に実施した結果、平成 20 年度より産業投資特別会計出資金を受けずに自己収入のみでの事業運営を開始し、平成 21 年度単年度黒字化、平成 22 年度以降毎年度黒字を達成する経営体制を構築した。 経営改善計画上の繰越欠損金の目標に対しては、中期目標期間終了時における目標▲76,338 百万円に対し、実績▲75,820 百万円と、目標を518 百万円上回る繰越欠損金の縮減を達成した。 平成 19 年度から平成 23 年度までの経営改善計画上の当期利益の目標、当期利益の実績、経営改善計画上の繰越欠損金の目標、繰越欠損金の実績の推移は以下のとおり。 <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="822 1255 1911 1528"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(当期利益の目標)</td> <td>▲953</td> <td>▲343</td> <td>19</td> <td>240</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>(当期利益の実績)</td> <td>▲778</td> <td>▲211</td> <td>123</td> <td>199</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>(繰越欠損金の目標)</td> <td>▲76,639</td> <td>▲76,982</td> <td>▲76,962</td> <td>▲76,722</td> <td>▲76,338</td> </tr> <tr> <td>(繰越欠損金の実績)</td> <td>▲76,271</td> <td>▲76,482</td> <td>▲76,358</td> <td>▲76,160</td> <td>▲75,820</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度～平成 23 年度の 5 年間で合計 1,650 百万円の自己収入の獲得を目的とした「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を平成 19 年 6 月に策定した。 各年度の自己収入額は、平成 19 年度 335 百万円、平成 20 年度 427 百万円、平成 21 年度 499 百万円、平成 22 年度 430 百万円、平成 23 年度 383 百万円となり、各年度ともモデル値を上回った。また、5 年間の自己収 		H19	H20	H21	H22	H23	(当期利益の目標)	▲953	▲343	19	240	384	(当期利益の実績)	▲778	▲211	123	199	340	(繰越欠損金の目標)	▲76,639	▲76,982	▲76,962	▲76,722	▲76,338	(繰越欠損金の実績)	▲76,271	▲76,482	▲76,358	▲76,160	▲75,820	<ul style="list-style-type: none"> 文献情報提供業務については、平成 21 年度以降毎年度黒字を達成しており、収益性の改善が見られる。 平成22年度及び平成23年度は当期利益の目標を達成できていないものの、繰越欠損金の解消が着実に進んでいることは評価できる。 日本科学未来館においては、平成 19 年度に設定した「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」のモデル値を計画通り達成することができた。
	H19	H20	H21	H22	H23																											
(当期利益の目標)	▲953	▲343	19	240	384																											
(当期利益の実績)	▲778	▲211	123	199	340																											
(繰越欠損金の目標)	▲76,639	▲76,982	▲76,962	▲76,722	▲76,338																											
(繰越欠損金の実績)	▲76,271	▲76,482	▲76,358	▲76,160	▲75,820																											

<ul style="list-style-type: none"> 外国人研究者宿舎については、運営業者の選定を総合評価落札方式の入札を経て行う。 機構の保有するホール、会議室等について一般利用への有償貸し出しを含め積極的に活用する等、資産の有効活用を推進するよう見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する 	<p>入額の総額は 2,074 百万円となり、目標額を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度とも達成状況を検証するとともに、その結果をホームページで公表した。 外国人研究者宿舎については、運営業者の選定を一般競争入札(平成19、22、23年度は総合評価落札方式、平成20、21年度は最低価格落札方式)を経て行った。 中期計画期間中、会議室等の利用実績については安定的に推移しており、資産の有効活用が図られた。 <p>中期目標期間中の各年度の会議室等の利用実績は以下のとおりである。なお、情報資料館、筑波資料センターは、各年度末の所蔵している資料の冊数を示している。</p> <table border="1" data-bbox="819 768 1932 1530"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京本部 B1 ホール</td> <td>95%</td> <td>94%</td> <td>94%</td> <td>94%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>日本科学未来館のホール、会議室</td> <td>57%</td> <td>53%</td> <td>55%</td> <td>52%</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>JST イノベーションプラザの研究室等</td> <td>-</td> <td>93%</td> <td>88%</td> <td>80%</td> <td>70%(※)</td> </tr> <tr> <td>つくば国際会議場</td> <td>63%</td> <td>62%</td> <td>57%</td> <td>60%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>情報資料館、筑波資料センター</td> <td>405 万冊</td> <td>412 万冊</td> <td>419 万冊</td> <td>424 万冊</td> <td>430 万冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ JSTイノベーションプラザは平成24年3月に閉館のため、参考数値として平成23年度当初の利用率を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中において、主に以下の案件についてアウトソーシングを行い、外部の専門的な能力等を活用し、事務の効率化、合理化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページコンテンツ制作 		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	東京本部 B1 ホール	95%	94%	94%	94%	80%	日本科学未来館のホール、会議室	57%	53%	55%	52%	53%	JST イノベーションプラザの研究室等	-	93%	88%	80%	70%(※)	つくば国際会議場	63%	62%	57%	60%	55%	情報資料館、筑波資料センター	405 万冊	412 万冊	419 万冊	424 万冊	430 万冊	<ul style="list-style-type: none"> 外国人研究者宿舎については、一般競争入札を行っており、妥当であったと判断する。
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度																																	
東京本部 B1 ホール	95%	94%	94%	94%	80%																																	
日本科学未来館のホール、会議室	57%	53%	55%	52%	53%																																	
JST イノベーションプラザの研究室等	-	93%	88%	80%	70%(※)																																	
つくば国際会議場	63%	62%	57%	60%	55%																																	
情報資料館、筑波資料センター	405 万冊	412 万冊	419 万冊	424 万冊	430 万冊																																	

<p>【諸手当・法定外福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中、法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われたか。 <p>【保有資産・事務所等の見直し】</p> <p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備・運用は適切に行われたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○シンポジウム等事務局運営 ○サーバー運用・管理 ○建物管理・清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ また、旅費の精算等業務についても、アウトソーシングに向けた準備を平成 23 年度に進め、平成 24 年度から運用を開始する予定で、アウトソーシングの積極的な活用を引き続き進めた。 <p>【福利厚生費の見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション経費については支出を行わないよう継続し、レクリエーション経費以外の福利厚生費については、互助組織に対する支出の廃止や食堂備品の修理点検・交換等を最低限のものに限定すること等を実施した。 ・ 独立行政法人整理合理化計画の趣旨や政府の資産債務改革及び独立行政法人の保有資産売却の方向性を踏まえ、以下のとおり実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 茅野(車山)研修施設については、平成 21 年 3 月 19 日付で売却し、国庫納付。 2. 南青山宿舎については、平成 22 年 6 月 28 日付で売却し、国庫納付。 3. 伊東研修施設については、平成 24 年 3 月 14 日付で売却し、国庫納付。 ・ 与野宿舎、池袋宿舎は平成24年3月をもって入居者の退去が完了し、今後国庫納付に向けた手続きを開始する。 <p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性確保の観点で作成した「仕様書チェックリスト(全 15 項目で構成。平成 22 年度に導入)」による事前審査体制を少額随意契約を除く全ての調達契約に対して適用し、競争性を確保した調達を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福利厚生費の削減、効率化に継続的に取り組んだことは評価できる。 ・ 独立行政法人整理合理化計画における保有資産の見直し及び事務・事業の見直しにおける不要資産の国庫返納について、着実に実施することができた。 ・ 規程の整備や執行体制、審査体制、監視体制の強化等の取組を適切に行い、契約の透明性を高めたの評価できる。また、随意契約見直し計画に基づき、契約の競争性を高める取組を進めた結果随意契約の件数及び金額の両方を達成した。 ・ なお、競争性の無い随意契約は、土地建物借料など、真に契約の性質又は目的が競争を許さない契約のみである。
---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に行われたか。 ・ 調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるため、その理由等を公表する。 	<p>【執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合を含む契約手続に関する契約事務マニュアル、業務委託契約事務処理要領及び業務委託契約事務処理マニュアルを平成 20 年度に整備済みであり、これらのマニュアルに従い引き続き統一的な契約事務手続きの統制を図っている。 ・ また、安定した契約事務手続きを行うため、契約事務手続きの変更等が生じた場合は事務連絡を行い、機構内の電子掲示板に掲載を行うとともに、経理処理連絡会議等を開催するなど、周知徹底を図るための取り組みを行っている。 <p>【審査体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査体制については、競争性及び透明性の一層の向上が求められていることを踏まえ、審査体制の強化及び経営陣自らによる審査の実施を図るために、政府調達(WTO)に係る総合評価方式の提案書等の審査を行う「物品等調達総合評価委員会」及び随意契約の適否の審査を行う「物品等調達契約審査委員会」の両委員会について、経理担当役員を委員長とする審査体制を継続した。 <p>【契約監視委員会の審議状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委員 6 名及び監事 1 名で構成される契約監視委員会(平成 21 年度発足)により、監視体制の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル等の契約事務手続きにかかるガイドラインを定めることで事務の標準化などの統制を図っており、適切に執行している。 ・ 契約実務手続きの運用が変更された際の周知体制を整えるなど、柔軟な対応をしており、適切に執行している。
--	--	---

【随意契約等見直し計画】

- ・ 中期目標期間における「随意契約等見直し計画」は順調に実施・進捗したか。また、目標達成に向けた具体的取組は適切に行われたか。

【随意契約等見直し計画】

	①平成 20 年度実績		②見直し後 (H22 年 4 月公表)		③平成 23 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(94.9%) 4,960	(90.4%) 66,242,387	(95.1%) 4,969	(93.8%) 68,734,928	(94.8%) 3,786	(93.7%) 42,999,390	(▲0.3%) ▲1,183	(▲0.1%) ▲25,735,538
競争入札	(20.7%) 1,083	(21.1%) 15,446,190	(20.8%) 1,086	(24.5%) 17,939,472	(14.5%) 577	(14.9%) 6,829,901	(▲6.3%) ▲509	(▲9.6%) ▲11,109,571
企画競争、公募等	(74.2%) 3,877	(69.3%) 50,796,196	(74.3%) 3,883	(69.3%) 50,795,456	(80.4%) 3,209	(78.8%) 36,169,489	(6.1%) ▲674	(9.5%) ▲14,625,967
競争性のない随意契約	(5.1%) 264	(9.6%) 7,063,510	(4.9%) 255	(6.2%) 4,570,969	(5.2%) 207	(6.3%) 2,866,721	(0.3%) ▲48	(0.1%) ▲1,704,248
合計	(100%) 5,224	(100%) 73,305,897	(100%) 5,224	(100%) 73,305,897	(100%) 3,993	(100%) 45,866,111	(-) ▲1,231	(-) ▲27,439,786

※競争性のない随意契約は、土地建物貸借料など契約の性質又は目的が競争を許さない契約。随意契約の比率が上がっているのは、平成20年度以降、競争性のある契約について複数年契約を推進してきたことにより、競争入札等の件数が減少し、相対的に競争性の無い随意契約の比率が増加したことによるもの。

- ・ 随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、原則一般競争により実施し、やむを得ない場合であっても企画競争や公募等の競争性及び透明性の高い契約方式で調達を行った。なお、随意契約見直し計画(件数、金額はそれぞれ255件、46億円)は達成した。

【中期目標期間における個々の契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 個々の契約について、競争性、透明性の確保の観点から、適切な検証が行われたか。
- ・ 一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

＜表. 競争性のない随意契約の件数及び金額の推移＞

	年度	H19	H20	H21	H22	H23
件数	実績	2,034	264	261	224	207
	割合	30.5%	5.1%	4.0%	6.0%	5.2%
金額	実績 (億円)	164	71	52	25	29
	割合	17.0%	9.7%	5.8%	4.1%	6.3%

- ・ 透明性の確保については「公共調達の適正化(平成18年8月25日財務大臣から各省各庁あて)」で示された書式により、一般競争入札については、契約件名、契約締結日、契約相手方、契約金額等を、随意契約については、一般競争入札で公表している項目に加え、随意契約によることとした根拠条文及び理由、再就職者の役員の数を機構ホームページで公表した。
- ・ 1者応札改善については、仕様書チェックリストの導入やメールマガジンによる調達情報の配信などの改善策を講じた結果、件数及び金額共に良好な改善結果を得ている。

＜表. 1者応札の推移＞

年度実績	H19	H20	H21	H22	H23
一般競争入札総件数	425件	1,060件	935件	625件	577件
1者応札件数	336件	780件	578件	295件	239件
1者応札割合	79.1%	73.6%	61.8%	47.2%	41.4%
平成19年度との比較	—	▲5.5%	▲17.3%	▲31.9%	▲37.7%

- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」による「取引関係の見直し」を踏まえ、以下の取組を行った。

- ・ 透明性確保の観点においても、「公共調達の適正化」で定められた情報を適切に情報を公表している。

- ・ 競争性確保を目的とした事前審査体制や情報周知のための取組等を積極的に実施しており、改善結果を出せた。

- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で定められた情報を適切に公表している。また取引実績は全て入

	<p>①研究開発の特性に応じた調達について、類似の他の研究開発法人と連携して経費節減や費用対効果の観点からベストプラクティスを抽出し、実施可能なもの(納入実績等データベースの共有等)について実行に移した。さらに、研究開発法人 39 機関の部長級を構成メンバーとする「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」に参加し、検討に加わった。</p> <p>②関連公益法人等との取引について、機構と当該法人との間における再就職の状況や取引の状況等を機構のホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に係る規程類の整備については、競争性の無い随意契約の見直し、1者応札の改善及び契約審査体制の強化を図るため、契約に係る規程類の改正を行った。なお、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)にて要請されている「一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同額の基準とすること」「指名競争入札限度額を国と同様の基準とすること」等の要請については、全て措置済みである。 ・ 契約手続きの執行体制及び審査体制等の確保については、安定した契約事務手続きの実施、競争性及び透明性の確保、競争性の無い随意契約の削減、1者応札の改善及び審査体制及び監視体制の強化を目的に、以下の取組を行った。 <p>①執行体制について</p> <p>入札等の契約手続きは、複数の分任契約担当で合理的に執行した。また、次期中期計画に向けて調達請求・契約・検収の独立性を重視した新たな体制構築に係る検討を行った。また、総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合を含む契約事務マニュアル、業務委託契約事務処理要領及び業務委託契約事務処理マニュアル等を整備し、契約事務手続きの統制を行った。契約事務手続きに係る事務連絡は、機構内の電子掲示板や経理処理連絡会議や、分任契約担当部署会議等を活用し安定した契約事務手続きを行った。</p> <p>②審査体制について</p> <p>審査体制については、政府調達(WTO)に係る総合評価方式の提案書等の審査を行う「物品等調達総合評価委員会」及び随意契約の適否の</p>	<p>札によるものであり、随意契約としての実績は無い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に係る規程類、執行・審査・監視体制の整備を行い、競争性の確保に努めている。
--	--	---

<p>【関連法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 	<p>審査を行う「物品等調達契約審査委員会」の両委員会について、経理担当役員を委員長とする契約審査体制を構築した。また上記以外の総合評価委員会についても、可能な限り経理部長(若しくは契約担当)が参加し、透明性確保のための審査体制の継続を図った。</p> <p>③監視体制について</p> <p>監視体制については、以下の体制を構築し、契約の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査、内部監査 監事監査及び内部監査により、契約手続きの執行体制、競争性及び透明性の確保、競争性のない随意契約、1者応札状況等も含め監査を実施した。 ・ 契約監視委員会 外部委員6名及び監事1名で構成される契約監視委員会(平成21年度発足)により、監視体制の強化を図った。契約監視委員会は、契約前案件の事前点検、競争性のない随意契約及び1者応札となった契約等の点検を実施した。 ・ 入札・開札点検委員会 機構の契約事務全般について見直しを行い、改善を図ることを目的として平成20年度に設置し、主に1者応札改善状況及び随意契約の締結状況について重点的に点検を実施した。 ・ 再委託の有無と適切性 第三者への再委託については、主に公募による研究委託において行われており、研究開発体制を構築する上で不可欠なものである。契約時において、受託予定者から提示された再委託に関する提案書又は計画書に対して審査・承認を行った上で委託契約を締結することにより、受託者による再委託を許可している。 <p>【関連法人の有無】</p> <p>機構にとっては、以下の3法人が関連公益法人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社)新技術協会 <ul style="list-style-type: none"> ○特許権等の取得事務に係る業務委託等 ○収入依存率 59.7%、独法発注額 59(競争契約 55 百万円)、役員のうち独法 OB2 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託については、提案書・計画書に明記されており、それを含めて審査・承認していることから、適切に実施している。
---	---	---

<ul style="list-style-type: none"> 当該関連法人との業務委託の妥当性について検証されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> (財)全日本地域研究交流協会 <ul style="list-style-type: none"> ○地域研究開発基盤事業に係る業務委託等 ○収入依存率 92.9%、独法発注額 68(競争契約 67 百万円)、役員のうち独法 OB2 名 (社)科学技術国際交流センター <ul style="list-style-type: none"> ○外国人研究者用宿舎管理運営等の業務委託等 ○収入依存率 56.2%、独法発注額 114(競争契約 114 百万円)、役員のうち独法 OB3 名 <p>【当該法人との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全て事業収入に占める機構との取引に係る額が3分の1以上である。 関連公益法人に対する出資、出えん、負担金の支出は行っていない。また、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、原則として競争性及び透明性のある一般競争入札等の契約方式で行っており、関連公益法人との競争性のない随意契約の実績はない。 <p>【当該法人に対する業務委託の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の少額随意契約基準以上の調達案件については、原則として競争性及び透明性のある一般競争入札等の契約方式で行うこととしており、関連公益法人との競争性のない随意契約の実績はない。(平成 23 年度実績は、一般競争入札 9 件、3 億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法人との間の契約についても、競争性のある一般競争入札等の契約方式で行うこととしており、関連公益法人との競争性の無い随意契約の実績はないなど、透明性の確保に努めている。
---	---	---

【(中項目)2-3】

Ⅱ-3.人件費の抑制

【評定】

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)を踏まえ、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

A

H19	H20	H21	H22	H23
A	A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

p.394 ~ p.395

評価基準

実績

分析・評価

【総人件費改革への対応】

- ・ 中期目標期間中の総人件費改革への取組が順調に進められたか。

【総人件費改革への対応】

(単位:千円)

	H17 実績	H23 実績
人件費決算額	5,903,150	5,346,482
対 17 年度人件費削減率	—	9.4%
対 17 年度人件費削減率(補正值)	—	6.0%

- ・ 総人件費削減の具体的方法は、役職手当の引き下げ(管理職3%、課長代理2%の引き下げ、平成20年度以前に実施した引き下げを継続)、期末手当について支給算式中の地域調整手当の支給割合の引き下げを継続及び一般職の支給月数の引き下げ、平成20年度以前に実施した管理職加算廃止及び職務段階別加算の減額措置の継続、地域調整手当について支給割合の据置き(国家公務員は平成18年度～平成22年度までに東京都区部を6%引き上げ)を行うとともに、国家公務員に準じて本給表の平均4.8%の引き下げ、平成19年度人事院勧告の凍結措置を継続して実施した。

【総論】

- ・ 第 2 期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。
- ・ 今後とも国家公務員の給与水準との差については、社会的な理解の得られるものとなっているかという観点を踏まえ、引き続き注視していく必要がある。

【給与水準】

- ・ 中期目標期間中の実績について、国家公務員と比べて給与水準の高い理由及び講じた措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 法人の給与水準自体が(民間等と比べて)

【ラスパイレス指数】

- ・ 平成 23 年度における機構(事務・技術職)と国家公務員との給与水準の差(ラスパイレス指数)は、より実態を反映した年齢・地域・学歴勘案 99.5、年齢勘案 114.7 となり、より実態を反映した年齢・地域・学歴勘案では、国家公務員よりも低い給与水準となっている。(平成 18 年度:年齢・地域・学歴 115.9、年齢 127.1)
- ・ 「年齢勘案」を用いた場合に、機構の給与水準が国家公務員の水準より

【各論】

- ・ ラスパイレス指数については、より実態を反映した、年齢・地域・学歴勘案では 99.5 となっており、国家公務員より低水準となっている。なお、機構の場合、高学歴な職員が 1 級地に多く勤務しているため、年齢勘案では、114.7 となっている。地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与

<p>社会的な理解の得られる水準となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して、法人において検証がされていたか。 	<p>高い理由は次のとおりである。</p> <p>① 地域手当の高い地域(1級地)に勤務する比率が高いこと(機構:81.6%<国:28.9%>)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構はイノベーション創出に向けて、一貫した研究開発マネジメントを担っており、有識者、研究者、企業等様々なユーザー及び専門家と密接に協議・連携して業務を行っている。そのため、それらの利便性から必然的に業務活動が東京中心となっている。 <p>②最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 最先端の研究開発の支援、マネジメントなどを行う機構の業務を円滑に遂行するためには、広範な分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、大学卒以上(機構:94.2%<国:52.6%>)、うち修士卒や博士卒(機構:48.5%<国:5.2%>)の人材を積極的に採用している。 <p>注:国における勤務地の比率については「平成23年国家公務員給与等実態調査」の結果を用いて算出、また、国における大学卒以上及び修士卒以上の比率については「平成23年人事院勧告参考資料」より引用。</p>	<p>水準は適正であると考える。</p>
--	---	----------------------

【(中項目)2-4】		Ⅱ-4.業務・システムの最適化による業務の効率化	【評定】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画) 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、情報システムの最適化計画を着実に実行し、業務の効率化を行う。			A				
			H19	H20	H21	H22	H23
			A	A	A	A	A
			実績報告書等 参照箇所				
			p.396 ~ p.399				
評価基準	実績	分析・評価					
<ul style="list-style-type: none"> 国の行政機関の取組に準じた情報システムの最適化計画に基づいて、最適化を実施したか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に策定した主要 3 システム(総合情報システム、研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)、科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE))の最適化計画を情報化統括委員会の承認のもと、JST ホームページ上で一般公開した。 平成 20 年度から最適化の実施状況を業務・システム最適化実施の評価指針(ガイドライン)に準じて各年度の実施状況報告及び平成 23 年度の最終報告として取りまとめた。 平成 23 年度をもって主要 3 システムの最適化計画は、(a)業務の効率化・合理化、(b)経費削減、(c)利便性の向上、(d)安全性・信頼性の確保の観点から、各課題・施策が実施され、完了した。 主な経費削減内容については、下記のとおりである。 総合情報システムにおいては、平成 18 年度に年間約 473 百万円であった賃貸借経費は、平成 23 年度は約 245 百万円にまで削減された。 平成 18 年度に年間約 192 百万円であった本システムのオペレーション業務に係る運用委託費は、平成 23 年度には約 146 百万円にまで削減された。更に、複写へのPDFファイルの適用、索引作業時における辞書の索引語カバー率の向上等により、効率化、利便性の向上、安全性・信頼性の向上を図った。 J-STAGEにおいては、平成 18 年度に年間約 308 百万円であったシステム運用経費は、平成 23 年度は年間約 101 百万円にまで削減された。 平成 18 年度に年間約 514 百万円であったシステム導入・業務運用支援経費は、平成 23 年度は、年間約 280 百万円にまで削減された。 更に、投稿審査機能のシステム管理者機能から学協会機能への変更等 	【総論】 <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 【各論】 <ul style="list-style-type: none"> 主要3システムについては、各課題・施策(合理化、利便性等)に取り組み達成した。 主要 3 システムのうち J-STAGE については、総務省の最適化基準(年間経常経費 1 億円以上)に合致していることから、今後も第 2 次最適化計画書等を策定することを期待する。 主要 3 システム以外の業務・システムについても総務省の最適化基準(年間経常経費 1 億円以上)に準じて、随時最適化計画を策定し、最適化を推進することを期待する。 					

<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化統括責任者(CIO)を補佐する組織を充実し、全ての情報システムに係る最適化計画の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップを図るための職員研修の検討・実施を行ったか。 	<p>により、効率化、利便性の向上、安全性・信頼性の向上を図った。 Readにおいては、平成 18 年度に年間約 168 百万円であった委託業務の運用経費は、平成 23 年度は年間約 63 百万円にまで削減された。 更に、データ交換作業を研究機関側で実施できるシステムの開発等により、効率化、利便性の向上、安全性・信頼性の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度に J-STAGE の全体最適化計画(リンクセンター、電子アーカイブを含む)の策定と運用管理の要件定義を作成した。 ・ 平成 19 年度から平成 21 年度に研究成果展開総合データベースシステム(J-STORE)を中心とした産学連携事業の最適化方針(戦略と方針)及び J-STORE の最適化手法による次期システムの要件定義(調達仕様書)を策定するとともに、平成 22 年度に開発マネジメント支援を行った。 ・ 国の行政機関の取組に準じ、情報化統括責任者(CIO)及び CIO 補佐の業務支援をする組織として、各情報システムの所管部署とは独立した技術支援組織(国の行政機関に準拠したプログラム・マネジメント・オフィス(PMO)に類似)を平成 19 年度からIT専門要員の確保等の準備を行い、平成 21 年度に組織化し、情報システムに係る最適化計画の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップ研修等の CIO 補佐業務を推進した。 ・ 平成 18 年度に策定した「全機構的な情報システムの最適化方針」をもとに、各部署等に説明を行い、J-STAGE 全体最適化及び J-STORE 最適化計画の推進を図った。 ・ 情報システムに係る調達について、300万円以上の役務及び約1千万円規模以上のハードウェアの調達仕様書の精査を行った(調達仕様書の精査:平成23年度実績285回、平成22年度実績172回、平成21年度実績273回、平成20年度実績187回))。 また、システム運用担当部署に対して、(a)仕様書の透明性を確保、(b)特定業者(特に既存業者)に偏らない、(c)前年度実績等との比較評価、(d)複数業者による概算見積の入手と評価、等の観点から、調達仕様書及び作業工数等の適正化について助言した。 ・ 情報システム開発部署の要請により、ソフトウェア品質管理ガイドラインをもとに情報システムの開発工程において開発マネジメント支援を行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関のプログラム・マネジメント・オフィス(PMO)に準じ、CIO 及び CIO 補佐を支援するIT専門組織を維持し、マネジメントを発揮するなど、今後更に最適化計画の推進、業務・システムの品質向上(調達の透明性、開発・運用管理の標準化、成果物等の品質管理)等を図る必要がある。
---	---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務プロセス全般について不断の見直しを行い、情報システムを活用して業務の合理化を図ったか。 ・ 費用対効果に留意しつつグループウェアの利便性を向上させるとともに、電子公募システムの活用により、内部業務の事務処理において迅速化、ペーパーレス化を推進したか。 	<p>い、開発の標準化を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種標準化ガイドラインをもとに、要件定義の作成方法、開発管理方法、運用・保守管理方法に関する技法を説明会及び仕様書精査業務のなかで説明し、情報システムに関するスキルアップを図った。 ・ 平成 20 年度に作成した情報セキュリティ研修用教材(平成 22 年度に改訂)をもとに、情報システムのセキュリティ対策研修を実施し、セキュリティ対策に関するスキルアップを図った。 ・ 平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間で業務・システムの企画工程、開発工程、運用準備工程、運用・保守工程について、情報システムのライフサイクル全体の標準化ガイドラインを策定し、情報システムの要件定義手法、開発手法、開発管理手法、運用管理手法、マニュアル整備手法、成果物、レビュー・報告等の標準化について定めた。 <ul style="list-style-type: none"> ○平成 21 年度策定:ソフトウェア品質管理ガイドライン ○平成 22 年度策定:システム運用・保守管理ガイドライン ○平成 23 年度策定:システム運用・基盤構築ガイドライン ・ 調達仕様書の精査のなかで、標準化ガイドラインをもとに業務の合理化・適正化の観点から指導・助言を行った。 ・ 情報システムの開発工程において開発部署に開発マネジメント支援を行うなかで、標準化ガイドラインをもとに業務の合理化・適正化の観点から指導・助言を行った。 ・ グループウェア並びに OA システムの刷新に向け、次期グループウェア、次期 OAPC、複合機等、OA システム全体のリプレイス計画を策定し、計画に基づき調達手続きを実施中である。 ・ また、システム刷新迄の間、不足する機能等について最小限度の投資で補完する等、費用対効果を十分に意識しつつも、ファイル交換システムや、クラウド型 BCP サイト等、最新の IT 技術等の先行導入を実施した。 ・ 電子公募システム等の更新、運用に加え、電子決裁・文書管理システムの更新、旅費システムの導入、ペーパーレス会議の漸次導入等、事務処理の効率化、ペーパーレス化に向けた対応を着実に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に第2期中期目標期間に標準化に積極的に取り組むなどの見直しを行い、業務の効率化・合理化に向け、実施したものと評価できる。 ・ グループウェア並びに OA システムの刷新については、今後も費用対効果を留意しつつ実施していくことを期待する。
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度、平成 20 年度に情報セキュリティポリシーの見直し、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠した「情報セキュリティ規程」及び関連規程を策定し、平成 21 年度より施行した。制定した規程類は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○「情報セキュリティ規程」 ○「情報セキュリティ管理基準を定める達」 ○「情報システム資産セキュリティ細則」 ○「情報システム調達・構築セキュリティ細則」 ○「情報システム運用セキュリティ細則」 ○「開発環境セキュリティ細則」 ○「ネットワークセキュリティ細則」 ・情報セキュリティ規程に基づき、情報セキュリティ管理体制(緊急時の連絡体制を含む)を整備し、セキュリティ対策を推進した。 ・平成 20 年度に情報セキュリティ教材を策定(22 年度に改訂)し、平成 20 年度から新人職員(派遣、調査員等を含む)研修(延べ 85 回)、情報セキュリティマネジメント研修(延べ 14 回)、情報システムセキュリティ対策と管理手順研修(延べ 8 回)及び日常業務における情報セキュリティ対策研修(延べ 35 回)を実施した。 ・情報システムセキュリティ管理手順書ガイドラインと雛型を整備し、各情報システムのセキュリティ対策を推進した。さらに、情報セキュリティ自己点検チェック及びリスク評価の手順を整備し、担当者が活用できるように公開した。 ・政府の方針(PDCA サイクルの確立)に基づき、情報セキュリティ対策の「評価」、「見直し」のカテゴリとして、平成 20 年度に情報セキュリティ監査方針を定めた。 上記により、規程・手順書の整備→セキュリティ対策の実施→セキュリティ監査、自己点検、リスク評価→是正計画の PDCA サイクルの確立を図った。 ・平成 21 年度から平成 23 年度において、情報セキュリティ規程等の遵守事項の準拠性に関する監査(6 部署)及び情報システムに対する情報セキュリティ規程等の遵守事項の準拠性に関する監査と安全性に関する監査(27 システム)を実施し、監査報告及び是正計画を各担当部署に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえて適切に実施していることから評価できる。 ・自己点検手順、リスク評価手順を整備したことは、PDCA サイクルを適切に運用し、情報セキュリティの向上に取り組むことを期待する。 ・情報セキュリティ監査に関しては、次年度以降も引き続き実施する必要がある。
---	--	--

	し、セキュリティ対策を推進した。	
--	------------------	--

【(大項目)3】 III 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画		【評定】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画) 中期計画予算参照		A				
		H19	H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		p.403 ~ p.405				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【収入、収支計画及び資金計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。 <p>【財務状況】 (当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中の当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 <p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中、利益剰余金が計上されていた場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 中期目標期間中、繰越欠損金が計上されていた場合、その解消計画は妥当であったか。また、当該計画に従い解消が順調に進められたか。 	<p>【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】</p> <p>※参考資料 1 参照</p> <p>【当期総利益(当期総損失)とその発生要因】</p> <p>※参考資料 3 参照</p> <p>【利益剰余金】</p> <p>※参考資料 2 及び 参考資料 3 参照</p> <p>【繰越欠損金】</p> <p>※参考資料 2 及び 参考資料 3 参照</p> <p>【解消計画の有無とその妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第Ⅱ期経営改善計画(平成19~23年度)において、経営基盤の強化・収益性の改善を図ることにより、①平成20年度:国からの出資金を受けずに自己収入のみで事業運営 ②平成21年度:単年度黒字 ③平成22年度以降:着実に経常利益の増加を図り、繰越欠損金を継続的に縮減 	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 ※ なお、指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等は、それぞれの参考資料の備考欄に記載。 <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金については、経営改善計画に基づき継続的な縮減を図っており、今後も計画通りに進めることを期待する。 				

<p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間の各年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 <p>(開発委託金回収債権)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発委託金の回収状況は適切か。 <p>【実物資産】</p> <p>(保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から適切な見直しが行われたか。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった資産について、法人の取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか。 「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて中期目標期間中に処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されたか(取組状況や進 	<p>することになっている。</p> <p>【解消計画に従った繰越欠損金の解消状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで(平成23年度まで)、計画どおりの進捗となっている。 <p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の未執行率は、平成19年度:5.94%、平成20年度:9.89%、平成21年度:3.57%、平成22年度:6.88%で、いずれも10%未満である。 <p>【開発委託金回収債権】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発委託金回収債権の回収については、業況悪化による返済計画の見直し等もあったが、一方で開発中止や成功終了後の一括返済等の計画外の返済があり、各年度とも年度計画予算を上回る回収額を確保した。 <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="893 911 1929 1131"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>2,466</td> <td>2,415</td> <td>2,452</td> <td>2,135</td> <td>2,088</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>3,421</td> <td>2,926</td> <td>2,783</td> <td>3,216</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>138.7%</td> <td>121.2%</td> <td>113.5%</td> <td>150.6%</td> <td>106.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【実物資産に関する見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車山研修施設、南青山宿舎及び伊東研修施設など、保有資産の処分を行うとともに、都内に賃借していた事務所については、東京本部とその近隣地の2箇所を集約し、年間賃料を164,755千円削減するなどの見直しを行った。 		H19	H20	H21	H22	H23	予算額	2,466	2,415	2,452	2,135	2,088	決算額	3,421	2,926	2,783	3,216	2,218	回収率	138.7%	121.2%	113.5%	150.6%	106.2%	<ul style="list-style-type: none"> いずれも10%未満の未執行としており、今後も適切な執行を進めることが望ましい。 返済契約書に基づく計画的な回収と開発中止や成功終了後の一括返済等計画外の回収により、各年度とも年度計画予算を上回る結果となり、回収状況は適切であったと評価できる。 実物資産については、車山研修施設、南青山宿舎及び伊東研修施設などの処分、都内事務所(賃借物件)の集約化などを進めており、適切に見直しが進められている。
	H19	H20	H21	H22	H23																					
予算額	2,466	2,415	2,452	2,135	2,088																					
決算額	3,421	2,926	2,783	3,216	2,218																					
回収率	138.7%	121.2%	113.5%	150.6%	106.2%																					

<p>捗状況等は適切(順調)であったか。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中の資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされたか。その理由は妥当であったか。 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切に行われたか。 <p>【金融資産】</p> <p>(保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切であったか。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中の資金の運用は適切に行われたか。 資金の運用体制の整備状況は適切に行われたか。 <p>【知的財産等】</p>	<p>【金融資産の保有状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定については、四半期ごとの自己収入の見込み及び事業費の支出の見込に基づき、運営費交付金の請求を行い、毎月の資金繰り管理を行った結果発生した余裕金について、短期の預金・有価証券による運用を行うことにより、適正な資金繰りの運営に取り組んだ。 文献情報提供勘定については、経営改善計画による収益性の改善により資金繰りは改善しているが、文献情報提供事業は収益性を求められていることから、過去の余裕金については効率的な運用による利息収入の増加を目的として、短期の預金に加えて独立行政法人通則法第47条の規定に基づき長期の預金・有価証券による運用を行うことにより、適正な資金繰りの運営に取り組んだ。なお、本件は上記目的のために満期まで保有するものであり、投資や短期的な運用を目的とするものではない。また、運用に際しては民間の格付け機関による各付けをもとに安全性の高い運用先金融機関を選定し実施した。 事業用資産及び貸付金はない。 <p>【資金運用の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資や短期的な運用を目的とするものはない。 <p>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定の利息収入の計画と実績の差異は、市場金利が計画時から低下したことによるものである。 <p>【知的財産の保有の有無】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産については、余裕金について短期の預金・有価証券による運用を行うことにより、適正な資金繰りの運営に取り組んでおり、資産額も適正規模にとどめており、適切である。
---	--	--

(保有資産全般の見直し)

- ・ 中期目標期間中、特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切に行われたか。
- ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切であったか。

- ・ 知的財産の状況は次表のとおり。

	H19	H20	H21	H22	H23
保有件数	11,110	9,770	8,971	7,388	6,429
出願数	329	325	248	221	174
登録数	905	845	730	728	575
処分数	1,959	1,564	1,123	1,700	1,166
あっせん・実施許諾数	59	53	50	40	14

【知的財産の保有の必要性について、その法人の取組状況/進捗状況】

- ・ 個別の特許について、各種手続のタイミングで、保有の必要性の評価を行いつつ、関連特許についても同様の評価を行うように努め、保有の必要性なしと判断された特許については、その都度放棄を進めてきた。このような取組の結果、第2期中期目標期間全体を通して、約4,700件(H19全機構保有特許件数の約42%に相当)、経費にして10億円強(H19全機構保有特許に係る経費の53%強に相当)の削減を達成した。

【出願に関する方針の有無】

- ・ 「出願に関する方針の策定」については、知的財産取扱規程(平成15年規程第18号)(以下「規程」という)により出願、管理、活用等知的財産の取扱い全般について定め、個別研究事業において、事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という)等にて方針を示している。

【出願の是非を審査する体制整備状況】

- ・ 出願の是非を審査する体制を整備し、規程に定めるとともに、マニュアルにて明示している。概略としては、個別研究事業において研究事業部門にて出願の可否を判断し、その後、知的財産戦略センターにて決裁することとしている。外国出願については、これに加え外部有識者から構成される知的財産審査委員会において審議を行うこととしている。

【活用に関する方針・目標の有無】

- ・ 規程及び業務方法書に方針を定めている。

【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】

- ・ 知的財産戦略委員会での提言に基づき、「科学技術振興機構が所有する特許の維持・管理方針」を取りまとめるなどして、特許の維持・管理に係る体制を整備したことにより、第2期中期目標期間全体を通して、審査請求や拒絶理由通知等のタイミングで知的財産保有の必要性の評価を適切に行い、約4,700件の削減を進め、維持管理費用の削減を行ったことは評価できる。

- ・ 知的財産取扱規定による知的財産の取扱い、個別事業での出願是非の判断、知的財産戦略センターでの出願・活用・管理の一元的執行等、特許出願や知的財産活用に関する方針策定や体制整備を適切に行った。

(資産の運用・管理)

- ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切に行われたか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切に行われたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期中期目標期間当初は、知的財産の創出元である研究事業部門にて中間対応や権利化後の維持要否を判断するなど一部業務を分担していたが、H21年度の知的財産戦略センター設立を機に、知的財産戦略センターにおいて知的財産の出願・活用・管理を一元的に執り行っている。 <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許の実施の見込みを判断するにあたっては、機構が保有する特許だけでなく、大学等や企業が個別に保有している特許とポートフォリオを構築し、企業経験者の経験と知識を活用しつつ、国内外で活用促進を図ってきた。 <p>具体的には、発明者ごとの特許ポートフォリオをベースに、「科学技術コモンズ」において、機構保有特許と関連する大学保有特許を組合せた特許ポートフォリオを形成することにより、実施許諾の可能性を高める取組を行うとともに、産業革新機構等の外部機関からも特許の活用促進への協力を得られるように連携を進めてきた。</p> <p>一方で、保有の見直しの観点から、維持経費を踏まえた検討を行いつつ、知的財産戦略委員会での議論を踏まえ、「科学技術振興機構が所有する特許の維持・管理方針」を取りまとめ、効率的・効果的な特許管理を進めてきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用推進に向けて、機構以外の特許も含めた、発明者ごとの特許ポートフォリオ化による効率的な実施許諾と維持管理等、実施許諾の可能性を高める取組を行うとともに、産業革新機構等の外部機関からも特許の活用促進への協力を得られるように連携を進めた。 ・ また、知的財産戦略委員会での提言に基づき、「科学技術振興機構が所有する特許の維持・管理方針」を取りまとめ、引き続き効率的・効果的な特許管理を進めた。 ・ これにより、特許出願や知的財産に関する体制の整備は適切に行われたと評価できる。
--	---	---

【(大項目)4】 IV 短期借入金の限度額		【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</p> <p>短期借入金の限度額は 259 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。</p>		—				
		H19	H20	H21	H22	H23
		—	—	—	—	—
		実績報告書等 参照箇所				
		p.406				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【短期借入金の限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中の短期借入の実績はあったか。有る場合は、その額及び必要性は適切であったか。 	<p>【短期借入金の有無及び金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし 	実績がない。				

【(大項目)5】 V 重要な財産の処分等に関する計画		【評定】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画) 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。		A				
		H19	H20	H21	H22	H23
		—	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		p.407				
評価基準	実績	分析・評価				
【重要な財産の処分等に関する計画】 ・ 重要な財産の処分に関する計画は有ったか。有る場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められたか。	【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 ・ 車山研修施設について、平成 20 年 9 月 1 日付で重要な財産の処分に係る認可を受け、平成 21 年 3 月 19 日付で当該施設の売却を行い、平成 23 年 3 月 25 日付で売却収入の国庫納付を行った。 ・ 南青山宿舎について、平成 22 年 2 月 22 日付で重要な財産の処分に係る認可を受け、平成 22 年 6 月 28 日付で当該施設の売却を行い、平成 23 年 3 月 25 日付で売却収入の国庫納付を行った。 ・ 伊東研修施設について、平成 22 年 9 月 8 日付で重要な財産の処分に係る認可を受け、平成 24 年 3 月 14 日付で当該施設の売却を行い、平成 24 年 3 月 28 日付で売却収入の国庫納付を行った。	【総論】 ・ 第 2 期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。				

【(大項目)6】 VI 剰余金の使途		【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</p> <p>機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生の実、業務の情報化、広報の充実に充てる。</p>		A				
		H19	H20	H21	H22	H23
		-	-	-	-	A
		実績報告書等 参照箇所				
		p.408				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>(利益剰余金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中、利益剰余金が計上されていた場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 中期目標期間中の目的積立金の実績はあったか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されたか。 	<p>【利益剰余金の有無及びその内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人単位では実績なし。 <p>【目的積立金の有無及びその内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間中に法人の努力として認められた目的積立金は総額278百万円であり、平成23年度に取崩しを行い、中期計画に定める「業務の充実」と「業務の情報化」に資するものとして、LAN機器導入等など都内事務所集約に係る費用の一部として支出した。 	<p>【利益剰余金に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績がない。 <p>【目的積立金に関する事項】</p> <p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 				

【(大項目)7】 VII その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項		【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</p> <p>1. 施設及び設備に関する事項 機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。 また、地域イノベーション・システムの強化を図り、地域経済、地域社会の活性化に貢献するため、地域産学官共同研究拠点を整備するとともに、国民の環境科学技術に関する興味・関心と理解を深め、環境問題に対する国民の意識の醸成を図るため、最先端の環境科学技術に関する情報発信機能を強化する。</p> <p>2. 人事に関する事項 職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を着実に運用する。</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> <p>4. 積立金の使途 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>		A				
		H19	H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		1. 施設及び設備に関する事項:p.409 ~ p.410 2. 人事に関する事項:p.411 ~ p.413 3. 中期目標期間を超える債務負担:p414 4. 積立金の使途:p.415				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び整備に関する計画は有ったか。有る場合は、当該計画の進捗は順調であったか。 <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事管理は適切に行われたか。 職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切か 	<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 川口本部が入居する川口センタービルの経年劣化等により性能を維持できなくなった機械式駐車場や熱源チリングユニット等について、計画修繕を実施した。 外国人研究者宿舎は、二の宮ハウス及び竹園ハウスについて、平成 22 年度は、金属屋根補修、セントラル暖房システム設備・エアコンユニット整備、消火設備修繕、排水処理装置整備、外壁防水補修等、平成 23 年度は、給排水衛生設備改修、熱源設備改修等の計画修繕を実施した。 日本科学未来館において、経年劣化対応等の対応のため、平成 22 年度、平成 23 年度とも建築、電気、空調等設備の計画修繕を実施した。 <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の業績評価については、各年度の期初に JST の目標を踏まえて設定を行った目標管理シートに基づき行い、その評価結果を期末手当に反映した。発揮能力評価については、各年度ごとに職員の役職に応じて設 	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期中期目標の達成状況については、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げたといえる。 <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用し、競争的研究資金による事業を有効に実施した点が評価できる。 				

<p>つ具体的に反映したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の円滑な遂行、効果的な人員配置等を可能とすべく、業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度(プログラムオフィサー育成のための研修を含む)を適切に運用したか。 <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間を超える債務負担はあったか。ある場合は、その理由は適切であったか。 <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立金の支出はあったか。有る場合は、その使途は中期計画と整合していたか。 	<p>定された行動項目に基づき評価を行い、評価結果を昇給に反映した。また、評価結果は、昇任、人事異動等の人事配置にも活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のため、年度ごとに研修計画を策定し、計画に基づき実施した。主な研修は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 階層別研修、若手研修、業務研修 ② 自己啓発支援、国内長期研修及び国内私費留学、海外研修及び海外私費留学 ③ JST-PO 育成制度: 第2期中期目標期間中には8名のJST-POの認定を行った。 <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間に締結した契約において、中期目標期間を超える債務負担額は、95億円である。 <p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間における第1期目標期間中の繰越積立金の取崩額は、2,002,003円であった。第1期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当している。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の業績及び発揮能力を年2回又は1回評価し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映したする等、人事管理を適切に行ったと認められる。 業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための各種研修制度を適切に運用し、事業の円滑な遂行、効果的な人員配置等を実施した点が評価できる。 <p>・ 債務負担については、研究開発委託契約など中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、次期中期目標期間にわたって契約したものであり、適切である。</p> <p>・ 積立金の使途については、第1期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当しており、中期計画と整合しており適切である。</p>
--	--	---

独立行政法人科学技術振興機構の実物資産の保有状況 (平成24年3月31日)

■建物及び附属設備、構築物、土地

No.	施設名等	所在地	B/S価額		用途	設置目的	利用率(出るもののみ)	必要性	独立行政法人 整理合理化計画 指摘対象資産	22年12月 独法事務事業見 直し 指摘対象資産	処分又は有効活用を行うものとなった 場合は、 その方針と取り組み状況
			計 (百万円)							政府の方針	
1	日本科学未来館	東京都江東区青海2丁目3番6号	20,447		事務所・展示等	最先端の科学技術及び科学コミュニケーション手法に関する情報の国内外への発信と交流のための総合的な拠点	<活用状況> ・年間開館日数(平成23年度)258日(※東日本大震災により被災し、平成23年3月12日～6月10日まで休館) ・年間来館者数(平成23年度)54.5万人	日本科学未来館事業は、先端科学技術の情報発信により、より多くの国民が科学技術の理解を深め、ひいては我が国の健全な科学技術振興に貢献することを目的としているため、国が自ら実施する必要があり、かつ、本資産の利用度も高いことから、機構による自らの保有が必要不可欠である。			
2	JSTイノベーションプラザ北海道	北海道札幌市北区北19条西11丁目	776		事務所・開発実施場所	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	研究室(H23当初利用率実績43%、H22利用率実績57%、H21利用率実績86%)	プラザ研究室での産学官共同による企業化に向けた試験研究をはじめ、地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するために自ら施設を保有してきたが、自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定した。平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止することとし、プラザ施設については現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。	◎	○	プラザ機能については平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止した。プラザ施設については自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定し、現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。
3	JSTイノベーションプラザ宮城	宮城県仙台市青葉区南吉成六丁目6番地の5	725		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績87%、H22利用率実績87%、H21利用率実績100%)		◎	○	
4	JSTイノベーションプラザ石川	石川県能美市旭台2丁目13	667		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績45%、H22利用率実績85%、H21利用率実績90%)		◎	○	
5	JSTイノベーションプラザ東海	愛知県名古屋南区阿原町23-1	762		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績100%、H22利用率実績100%、H21利用率実績100%)		◎	○	
6	JSTイノベーションプラザ大阪	大阪府和泉市テクノステージ3丁目1-10	607		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績40%、H22利用率実績53%、H21利用率実績60%)		◎	○	
7	JSTイノベーションプラザ広島	広島県東広島市鏡山3丁目10-23	715		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績71%、H22利用率実績79%、H21利用率実績79%)		◎	○	
8	JSTイノベーションプラザ福岡	福岡県福岡市早良区百道浜3-8-34	787		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績75%、H22利用率実績92%、H21利用率実績92%)		◎	○	
9	JSTイノベーションプラザ京都	京都府京都市西京区御陵大原1-30	761		事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績86%、H22利用率実績100%、H21実績利用率100%)		◎	○	
10	二宮ハウス	茨城県つくば市二の宮1-6-2	3,082		宿舎		国際研究交流基盤の整備として運営している外国人研究者用宿舎。		入居率67.5%(H23年度)	JSTの運営する外国人研究者宿舎(以下「宿舎」という。)は、単に外国人に宿泊施設を提供するのみではなく、各種生活支援サービスの提供を行うことをもって、外国人研究者が研究活動に専念できる良好な研究環境を提供するものである。科学技術基本計画第1期～第3期を通じて国の政策としてとりあげられた「つくば研究学園都市における外国人研究者受入促進のための環境整備」並びに第4期の「海外の優れた研究者(中略)の受入れを促進するため」の具体的施策であり、政策的な意義は高い。 このように、政策的意義が高く、かつ、外国人研究者及びその受け入れ機関のニーズも高い宿舎を、安定的・継続的に運営し、効果的・効率的に外国人研究者を支援するためには、現在の態様での宿舎の保有が必要不可欠である。	
11	竹園ハウス	茨城県つくば市竹園2-20-4	617		宿舎						
12	伊東研修施設	静岡県伊東市竹の内1-171-2	-		研修施設、宿泊施設	職員等の研修・厚生施設。なお、会員制施設の法人会員制度を利用し、自ら固有の施設は保有していない。	-	-	◎	○	・平成24年3月14日付けで売却を実施し、平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。

13	池袋宿舎(205)	東京都豊島区池袋2-73-10-205	12	宿舎	職員の宿舎として使用	—	本施設に係る年間経費削減により、現入居者が退去次第処分する。	○	
14	池袋宿舎(405)	東京都豊島区池袋2-73-10-405	13	宿舎	職員の宿舎として使用	—	本施設に係る年間経費削減により、現入居者が退去次第処分する。	○	・平成24年3月をもって入居者の退去が完了し、今後国庫納付に向けた手続きを開始する。
15	与野宿舎	埼玉県さいたま市中央区本町東5-737-52	30	宿舎	職員の宿舎として使用	—	本施設に係る年間経費削減及び老朽化により、現入居者が退去次第処分する。	○	
16	日科寮	東京都練馬区旭町2-359	11	宿舎	職員の宿舎として使用	—	施設の老朽化、寮としての管理経費の削減等の観点から、寮としては廃止した。今後、資産としての有効活用及び処分も含めた検討を行う。		
17	情報資料館	東京都練馬区旭町2-359	1,159	事務所等	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。	両館で所蔵資料約424万冊を保管(情報資料館:136万冊、筑波資料センター:294万冊)し、閲覧・複写業務を行うために使用。(平成24年3月31日現在)	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。		
18	情報資料館筑波資料センター	茨城県つくば市酒丸293	374	事務所等	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。	両館で所蔵資料約424万冊を保管(情報資料館:136万冊、筑波資料センター:294万冊)し、閲覧・複写業務を行うために使用。(平成24年3月31日現在)	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。		
19	本部	埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル	1308	事務所	JST業務を遂行する際の事務所として活用。総務、経理、システム施設などの管理系業務を実施。		JST業務を遂行する際の事務所として活用。総務、経理、システム施設などの管理系業務を実施。		
20	東京本部	東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ	5,293	事務所	JST業務を遂行する際の事務所として活用。科学技術情報の流通促進、科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)等、主として事業系の業務を実施	(参考) ホールの利用率 80%(平成23年度)	JSTの科学技術情報の流通促進、科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)等を遂行するに際し、有識者、研究者、企業等との密接な連携が必要不可欠となっており、これらの関係者、関係機関、利用者とのアクセスが容易である現在地に立地していることで、当該事業が効果的、効率的に行われている状況である。現在地の東京都心を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き当該事務所を保有することが必要不可欠である。	◎	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、平成23年度に東京本部とその近隣の2箇所に集約した。これにより集約前と比較し、年間賃料を165百万円削減した。 ・なお、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)については、「東京本部の保有等についての調査検討結果」を機構のホームページに公表し、対応済みである。
21	上野事務所	東京都台東区池之端1-1-15	532	事務所	JST業務を遂行する際の事務所として活用。特許化支援事業関係の業務を実施	—	現物納付に向けた手続きを進めており現在、閉鎖管理をしている。	○	現物納付に向けた手続きを進めており、平成24年度以降に国庫へ納付する予定
22	つくば国際会議場	茨城県つくば市竹園2-20-3	2215	会議場	単独での我が国の基礎研究をはじめとする研究活動を活性化するためには、基礎研究を担うべき研究機関等が集積している筑波研究学園都市の研究交流の活性化が重要である。そのため、研究者が互いに知的触発を受けるための諸活動を支援する研究交流の場が必要である。本施設は、当該学園都市を中心とした国内外の研究者の交流の活性化を図るとともに、交流の受け皿となる空間と効率よく研究者間の知的触発を促進する情報交換機能等の支援機能を持つものであり、重要な役割を果たしている。なお、当該資産の運営は茨城県の財団が行っているが、JSTが当該施設を有することに伴う財政的負担は発生していない。	平成23年度 55%	本施設は茨城県との区分所有となっている。なお、当該資産の運営は茨城県の財団が行っているが、機構が当該施設を有することに伴う財政的負担は発生していない。売却等を行う場合には、相手先として、JSTとともに区分所有している茨城県以外には想定できないことから、本施設については、茨城県への売却を含め、今後の扱いについて検討している。		
23	その他実験室等		14				土地や建物ではない固定資産であり、処分する対象資産ではない。(研究室のバーテーション等)		

■ 賃貸物件

No	施設名称	所在地	用途	設置目的	必要性	政府の方針		処分又は有効活用を行うものとなった場合は、その方針と取り組み状況
						独立行政法人整理合理化計画 指摘対象資産	22年12月 独法事務事業見直し 指摘対象資産	
1	日本科学未来館土地	東京都江東区青海2丁目3番6号 他	事務所・展示等	最先端の科学技術及び科学コミュニケーション手法に関する情報の国内外への発信と交流のための総合的な拠点	日本科学未来館事業は、国が自ら実施する必要があり、かつ、本資産の利用度も高いことから、機構による自らの保有が必要不可欠である。			
2	パリ事務所（海外事務所他3カ所）	28 rue du Docteur Finlay 75015 Paris, FRANCE 他	事務所	JSTの海外事務所の主な役割は各担当地域における(1)機構事業の海外展開の支援、(2)情報収集発信、(3)科学技術関係機関とのネットワーク強化であり、JSTが、政策的ニーズに応じて科学技術の国際展開を実施。	JSTの海外事務所の主な役割は各担当地域における(1)機構事業の海外展開の支援、(2)情報収集発信、(3)科学技術関係機関とのネットワーク強化であり、JSTが、科学技術外交等の政策的ニーズに応じて科学技術の国際展開を実施するにあたって、海外事務所の必要性和重要性は非常に大きい。	◎	○	・パリ事務所については、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、平成26年度中の共用化に向けて協議中。 ・北京事務所については、平成23年4月から、理化学研究所北京事務所と会議室等の共用を開始した。 ・ワシントン事務所は平成22年3月1日より日本学術振興会と会議室等を共用中 ・シンガポール事務所は、理化学研究所と会議室等を共用中。
3	東京本部(1～5階)	東京都千代田区四番町5-3サイエンスプラザ 他	事務所	JSTの科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)及びその他行政のために必要な業務を遂行することを目的に、有識者、研究者、企業等と密接な連携を図り、当該事業を効果的、効率的に行う。	JSTの科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)及びその他行政のために必要な業務を遂行するに際し、有識者、研究者、企業等との密接な連携が必要不可欠となり、これらの関係者、関係機関、利用者とのアクセスが容易である現在地に立地していることで、当該事業が効果的、効率的に行われている状況である。現在地の東京都心を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現在地に立地することが必要不可欠である。		○	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、平成23年度に東京本部とその近隣の2箇所に集約した。これにより集約前と比較し、年間賃料を165百万円削減した。
4	東京本部別館	東京都千代田区5番町7	事務所、研究実施場所	JSTの新技術の創出に資する研究及び新技術の企業化開発等の業務を遂行することを目的に、有識者、研究者、企業等と密接な連携を図り、当該事業を効果的、効率的に行う。	JSTの新技術の創出に資する研究及び新技術の企業化開発等の業務を遂行するに際し、有識者、研究者、企業等との密接な連携が必要不可欠となり、これらの関係者、関係機関、利用者とのアクセスが容易である現在地に立地していることで、当該事業が効果的、効率的に行われている状況である。現在地の東京都心を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現在地に立地することが必要不可欠である。		○	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、平成23年度に東京本部とその近隣の2箇所に集約した。これにより集約前と比較し、年間賃料を165百万円削減した。
5	JSTイノベーションプラザ北海道（他イノベーションプラザ土地7カ所）	北海道札幌市北区北19条西11丁目 他	事務所、研究施設	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	プラザ研究室での産学官共同による企業化に向けた試験研究をはじめ、地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するために自ら施設を保有してきたが、自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定した。平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止することとし、プラザ施設については現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。	◎	○	プラザ機能については平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止した。プラザ施設については自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定し、現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。移管の決定後、借上を終了する。
6	JSTイノベーションサテライト岩手（他イノベーションサテライト7カ所）	岩手県盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター内	事務所、研究施設	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するためのオフィスとして設置してきたが、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のサテライトは廃止することとし、退去する。	◎	○	平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって閉館した後、退去する。
7	JSTイノベーションプラザ千葉（他イノベーションプラザ2カ所）	千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学産学連携・知的財産機構内 他	事務所	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するためのオフィスとして設置してきた。平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって廃止することとし、退去する。	○	○	平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって閉館した後、退去する。
	特許化支援事務所(北海道)	北海道札幌市北区北21条西12丁目 コラボほっかいどう3階	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	北海道地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			

	特許化支援事務所(中部)	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6階	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	中部地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
8	特許化支援事務所(関西)	大阪府大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7F	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	関西地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
	特許化支援事務所(中・四国)	岡山県岡山市北区津島中1-1-1	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	中国・四国地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
	特許化支援事務所(九州)	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル10階	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	九州地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
9	西日本支所	大阪府大阪市西区靱本町1丁目8番4号 大阪科学技術センタービル3階	事務所	西日本支所は、受益者負担で実施している文献情報提供事業における担当地区の営業およびオンライン研修会の開催を主たる業務とし、大学、研究機関、民間企業を中心に新たな顧客の開拓、商品の紹介・普及といった所謂営業を実施していることから、西日本地区(顧客が集中している大阪市)に設置する必要がある。	文献情報提供事業の提供業務機能を民間に移行し、自らの提供を終了する平成24年度末を以って廃止する予定			
10	さきがけ「二酸化炭素資源化を旨とした植物の物質生産力強化と生産物活用のための基盤技術の創出」総括・スタッフ執務スペース 他20箇所	京都市下京区中堂寺栗田町93 京都リサーチパーク4号館423号室 他	事務所	技術参事等スタッフが常駐し、研究総括を補佐し、研究指揮の補佐、研究計画の調整、研究推進状況の把握、プロジェクト運営の会計的実務と、本部-研究総括-研究員間の連絡や調整などの支援業務、外部の機関や研究者への窓口業務を行っている。なお、JSTの事業には時限があるため、研究終了後は速やかに当該スペースは廃止される。	研究計画の調整等の研究支援業務等を円滑に行うために、当該研究プロジェクト進行期間中は現在の場所に設置が必要である			時限付きプロジェクトのための賃貸施設であり、終了後退去する。
11	ERATO「平山核スピネロクトロニクス」研究実施場所 他12箇所	※震災により引越 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号 東北大学電気通信研究所2号館2階-W212 他	事務所・研究実施場所等	技術参事等スタッフが常駐し、研究総括を補佐し、研究指揮の補佐、研究計画の調整、研究推進状況の把握、プロジェクト運営の会計的実務と、本部-研究総括-研究員間の連絡や調整などの支援業務、外部の機関や研究者への窓口業務を行うとともに、研究実施場所として既存組織の枠にとらわれない、自由な発想の研究実施を可能とするため、研究の性質に馴染む研究室をリサーチパーク、民間研究機関、大学などから借用して活用している。なお、JSTの事業には時限があるため、研究終了後は速やかに当該実施場所は廃止される。	研究計画の調整等の研究支援業務等を円滑に行うために、当該研究プロジェクト進行期間中は現在の場所に設置が必要である			時限付きプロジェクトのための賃貸施設であり、終了後退去する。
12	借上住宅 (145件)	東京都板橋区 他	宿舍	職員の宿舍として使用	地方への転勤者に対する措置や災害時非常時に緊急参集する必要があるため及び深夜勤務を強いられる業務があることから必要。代替する保有宿舍がないため、世帯ごと別々に民間等の物件を必要な期間だけ借上げする形態をとっている。			国の方針を踏まえて、借上住宅制度の在り方を検討する。